
日本平和学会 ニューズレター

NEWSLETTER PEACE STUDIES ASSOCIATION OF JAPAN

第17巻第2号

2006年9月20日

もくじ

- 巻頭言 遠藤誠治 (第17期副会長) 2
- 2006年春季全国研究大会概要 3
- 分科会報告 9
- 地区研究会：報告とお知らせ 1 4
- 総会議事要録 1 6
- 理事会議事要録 1 6
- 日本平和学会平和賞・奨励賞審査報告 1 8
- 日本における平和学の展開 1 8
- 被爆者の政治的発言自粛を求めた問題の検証 2 1
- 会員消息 2 4
- 日本平和学会平和基金決算報告 2 4
- 日本平和学会2005年度決算報告 2 5
- 日本平和学会2006年度予算 2 5
- 編集委員会からのお知らせ 2 6
- ホームページ委員会からのお知らせ 2 6
- 事務局からのお知らせ 2 7
- エッセイ 平和研究あれこれ 2 7
- 日本平和学会第17期役員 2 9

巻頭言 政治の季節を前に——平和のための知的営為の強化を

遠藤誠治（第17期副会長）

暑い政治の季節が近づきつつある。自民党の新しい政権の成立とともに、憲法と教育基本法の改定が政治日程に上ることがほぼ明らかになったからである。日本という国の成り立ちの基本や教育の基本理念をめぐる熱い論争が、少なくともマスメディアや論壇においては、戦わされることになるのであろう。いや少なくとも論争が社会的に広く熱く展開すればまだましなのかもしれない。むしろ、大きな論争もなく、着々と改憲と教育基本法改定へ向けて進んでしまうという危惧もある。

平和学会の諸賢には、おそらく両者の改定に反対の方が多くであろうが、平和学会は学問研究を志す者が集う場である以上、政治的な問題については多様な意見が存在する余地がなければならない。平和学会にとって何よりも重要なことは、これらの問題についてタブーを設けず、これまでに以上に真剣に批判的で柔軟な討論を積み重ねることである。その上で、社会的に責任ある行動をとることは平和学会会員各々に委ねられていると考える。

私自身とはいえば、現在の空疎で反動的な言論状況で、憲法に関わる議論が高まっていくことについて、かなり憂鬱な思いをいただいている。結論的にいえば、両者の改定には反対である。日本という国に生まれ、平和に関わる問題を研究する者として、そうした理念をめぐる論争が重要であることは十分理解できるし、現行憲法は守るべき価値があると信じている。しかし、おそらく、私が改憲に反対する理由と平和学会の多数の方が考える反対の理由とは、焦点の置き方が異なっているのではないかと思う。平和学会には多様な考え方が存在すべきだという理由から、私見を述べさせていただければ幸いである。

そもそも現在の日本において、抽象的な憲法論議に数年を費やす時間的余裕はないというのが、憲法改定に私が反対する最大の理由である。中央政府だけで700兆円を超える財政赤字を抱えつつ、急速に進む高齢化社会へ向けて、政府が取り組むべき問題は非常に多い。経済のグローバルゼーションや新自由主義に基づいた諸政策の帰結として、拡大する格差のなかで社会的な紐帯が崩壊してきた。家族に基づくものであれ、社会的なものであれ、政府を介した給付によるものであれ、人々が苦境に立った際に支えとなるような連帯を育成する枠組みが十分に機能していない。そのため、社会的にも精神的にも分断され孤立化した人々が、独力で苦況に立ち向かわなければならない。

若年雇用の問題は景気の回復によって多少改善されてきているが、安定した雇用を提供する社会のメカニズム自体が壊れてしまっている。利益を上げることに狂奔する企業にとって、新自由主義改革は、雇用者としての責任を回避しつつ労働の成果を搾取するうってつけの環境を整備した。その中で、スキルアップの可能性も、昇進の可能性もなく、労働者としての当然の権利すら保障されず、自分がどのような権利を持つのかも知らず、孤立している人々が数多くいる。そして、年金をはじめ

とする社会保障のメカニズムが壊れているために、不安ばかりが昂進する。自殺者が7年連続で3万人を越える社会は、明らかに病んでいる。

こうした状況で、憲法を改定するために国家と国民のエネルギーを費やすというのは、ばかげているとしかいえない。人々の間に連帯が育成されてこなかったのは、教育基本法のせいだというのばかげている。権利ばかりを主張し、義務を考えない人間を育てたというのも大きな誤りである。国を愛する心が育っていないと嘆くのも間違いである。むしろ、自分の持つ権利すらよく知らない人間を多数作り出し、社会的な圧力によって、人々の黙従を獲得する仕組みが、その限界まできているのではないだろうか。愛すべき国を作る具体的な努力をせず、愛国心という抽象的な理念を振りかざすことで、問題が解決できるという発想こそが問題なのだ。

むしろ、こうした問題に対処するには、具体的な問題を正確に分析し、具体的な政策を展開する必要がある。変化する社会、個人の志向や嗜好を背景として、日本という社会に住む多様な人々が人権の主体としての尊厳を実際に実現し、品位のある生活が送れるように、社会が連帯を育成するメカニズムをサポートする仕組みが必要なのだ。そのための具体策について、十分に深い議論を展開するためにこそ時間と労力を費やすべきではないだろうか。

さらに、現在憲法改定を進めようとしている人々が主張する「自主憲法の制定」も、あまりの倒錯ぶりに、ほとんど喜劇的である。米国の意向に沿った安全保障政策を熱心に追求する人々が、米国の意向に流されず自主的な行動の余地を確保するために用いることができた憲法を投げ捨て、対米従属を深める形で日本の憲法を改定しようとしている。しかもそれがナショナリズムを用いて正当化されているのである。歴史問題もアジアとの関係も、偏狭なナショナリズムをかき立てるための道具にされる一方で、米国への依存と従属は、国家的プライドの問題ではないという扱いを受けている。

例えば、米国の軍事態勢の転換という大きな問題に日本がどのように対応するのかというきわめて重要な問題に、何ら具体的なアイデアをもたずに臨んだために、結局は米国に対するきわめて不可思議な経済的給付を行うだけで、沖縄の負担は一向に軽減されなかった。それにもかかわらず、この合意は「沖縄のため」という論理で正当化されたのである。アジアの安全保障枠組みをどのように描くのかというビジョンをもち、そのために積み重ねていくべき具体的な努力とは何なのかといった観点から対応すれば、異なった帰結をもたらすことができたのではないだろうか。

ここで問題にしたいのは、抽象的な思考のもつ危うさと弱さである。近年の日本では、ムードとしての「改革」が進んだ。新たな政策のほとんどは、中味の合理性や妥当性に関する議論が緻密になされないまま、古いものを捨てるという理由で正当化されてきた。そして、マスメディアはそうした風潮に積極的に荷担してきたように

思われる。具体的な問題があって、それに対応するための制度や政策の議論をするのではなく、改革ムードのための改革が進められた。その延長上に改憲や教育基本法の改定という保守を乗り越えて反動的な政策が出てきているのである。改革という名前をもって。

ここで問題になるのが、私たちが憲法を語るときの語り方ではないだろうか。憲法の問題は基本的には抽象的な問題である。そして、平和や人権も、通常は目に見えない抽象的な理念の問題として存在している。しかし、それらは理念的な問題としてだけではなく、むしろ具体的な問題につながっているからこそ重要なのである。人権も平和も抽象的な飾り物ではなく、具体的な生と生活の問題なのである。

その際、鍵になるのは、社会的な連帯の枠組みの再生ないしは創設という問題ではないかと考える。近年、経済の論理と偏狭なナショナリズムの論理によって、日本国内やアジアの連帯の枠組みが破壊されてきた。それを再生するために、空疎で反動的なイデオロギーの動員を

許さず、建設的で具体的な方策を呈示することが必要なのだ。そのためには、普遍的な理念を具体的な問題に翻訳していくという本来の意味の知性が必要になるであろう。そして、批判に対して開かれ、他国との協調を推進する開かれたナショナリズムの具体的な姿に関する議論も深めなければならないだろう。

だからこそ、平和学会では、憲法の問題も、日本社会のあり方も、福祉や労働政策の問題も、人権の問題も、具体的な文脈において、どのような問題が立ち現れているのかを緻密に分析し、そうした問題を解決していくための具体的な方策の探求を強化していくべきだと考える。いわゆる政策科学的な手法をとれということではなく、具体的な現場から平和を築くための地道な努力をサポートしうる知の提供こそが必要なのである。それは平和学会本来の課題への取り組みを、さらに拡大し強化するというにほかならないのではないかと考える。

(成蹊大学)

2006年春季全国研究大会概要

統一テーマ

立ち上がる平和主義

部会 I 平和をどう伝えるか——アート・オブ・ピース

司会：奥本京子（大阪女学院大学）

報告

1：池田恵理子（ジャーナリスト）「戦時性暴力を記録し、記憶すること」

2：山根和代（高知大学）「平和をどう伝えるか：平和のための博物館・美術館における活動について」

討論：四方田犬彦（明治学院大学）

芸術・アートを通して平和を考えるということが、内外でちょっと流行っている。2004年には日本平和学会の研究誌『平和研究』において「芸術と平和」が特集され、2005年春には「平和と芸術」分科会が設立され、2004年にIPRAではCommission of Art and Peaceがハンガリー・ショブロン大会から活動開始、2005年に世界平和博物館会議がスペイン・ゲルニカで「art and peace」をテーマに開催された。このたび、「平和をどう伝えるか——アート・オブ・ピース」というタイトルを頂戴し、報告を池田恵理子氏、山根和代氏、続いて討論を四方田犬彦氏にご担当いただき、それぞれ長年培ってこられた研究と実践を学ぶ機会をもてたことを心より感謝申し上げます。

最初に、池田氏は、「戦時性暴力を記録し、記憶すること」と題し、NHKで30年あまり番組を作ってきたが、一貫して追い続けたテーマの1つとしてアジア太平洋戦争があり、とりわけ「慰安婦」被害と加害の記録について言及された。昭和天皇の死後、「錘が取れた

ように」戦争加害の問題が取り上げられるようになり、NHKにおいてもいくつも番組が作れるようになった。しかし歴史修正主義によるバックラッシュが強まる中、戦争責任問題がタブー視される傾向が強まって、番組企画が通るのを待っていられなくなった。そこで1990年代後半から映像制作集団・ビデオ塾を立ち上げられた。「慰安婦」被害者の証言記録を撮り始め、2000年には女性国際戦犯法廷の主催団体として準備に参加され、さらにこうして集めた証言や資料を集約する場として、アクティブ・ミュージアム「わたちの戦争と平和資料館」の2005年開館に尽力された。NHKは女性法廷を取り上げた番組「ETV2001：問われる戦時性暴力」で改ざん問題を起こしたが、制作過程での政治家からの圧力が明らかになってきた。既成のマスメディアが時流に流され、政権のスポークスパーソンと化していく中で、独立系メディアが時代に抗してドキュメンタリー作品を作っている現実がある。ジャーナリズムの本来の存在意義は、戦争を起こさせないこと、そして権力を監視するこ

とである、と断言される姿勢が印象的であった。

山根氏は、「平和をどう伝えるか：平和のための博物館・美術館における活動について」と題し、高知市にある平和資料館「草の家」の理事をはじめ、さまざまな平和（のための）博物館の運動・研究に携わってこられたご経験から、現状を紹介された。軍事博物館（武器や軍服、戦争翼賛）と平和博物館（戦争批判、平和教育や活動）との違いについては、その後、参加者からコメントも出た。また、日本の平和博物館運動の状況については、「量」は多いが質は問題を抱えていること（日本の侵略に関する展示が右翼の攻撃で後退）、公立博物館であっても市民ネットワークが活動を支え、加害の展示もできる傾向があることも指摘された。海外では、いじめなど身近な問題も含めた紛争解決の展示などがなされているということが紹介された。さらに、地域・学校における平和教育・和解における役割に関連して「平和のための博物館国際ネットワーク」を紹介され、報告は多岐に渡るものであった。また、「草の家」は「ピースウェイブ」運動によって、他のNGOをつなげる仕事をしており、頻繁にアートを活用し、映画上映、絵画の展示、美術展、音楽コンサート、折鶴の活動（高知空襲の被害地である商店街に毎年子どもから高齢者10万人が100万羽の折鶴を平和七夕祭として展示）などあることが紹介された。

四方田氏は、映画史・比較文学の立場から討論くださった。博物館とは、散逸してはいけない資料を保管し、啓蒙教育的役割を果たす場所である。しかし、博物館の建築行為によって、排除され隠蔽されるものが存在する。その地域の象徴的コンステレーションが変わってしまうという結果を招いたり、権力が歴史を固定化するときには平和博物館ができるということもある。また、対象と

なる「市民」の範疇を考えると、そのカテゴリーの中から排除された人々が、平和博物館という空間を利用することが現実的に可能なのか。犠牲者には苦痛がある。その苦痛とは表象できるものではないのではないのか。もし、その矛盾をあえて引き受けながらやるとしたら、どういうつもりでやるのか。博物館は観光地になり、残酷にも地域住人は見世物になりうる、巡礼・聖地になる可能性も高い。破壊・廃墟をそのままに残すということが可能である。苦痛をそのまま残し、記念碑にそのまま語ってもらうということを探求すべきではないか。以上のような問題意識が重要であるだろうと、批判的な見解を示してくださった。また、そのような問題意識をもちつつ、ドキュメンタリーの役割は大きいこと、被害者は失語したり、発露するまでに時間がかかるもので、映像だとその過程を十分に表せるからであることなどを解説された。最後に、「歴史を語り継ぐ」ことにおいて、センシメンタリティーやノスタルジアといったものに支配されてしまう危険性を考える。しかし、とにかく、想像力を喚起するための、個々の博物館やキュレーターとの対話する役割が重要であるとわれわれに課題を残された。

その後、随時集まった質問表にコメントをするという形で参加者と少し交流がなされた。議論が刺激的になってきたところで時間切れとなり、非常に心残りであったが、今後の部会につなげていただければと考える。ドキュメンタリー制作活動にしる、平和博物館活動にしる、平和創造・平和構築、また、反戦・反暴力に対して、「アート・芸術」というものが、どこまでの役割を果たすことができるのか、今後議論を発展させていきたいと強く希望している。

(奥本京子)

自由論題部会 I

司会：古沢希代子（東京女子大学）

報告

- 1：真喜屋美樹（早稲田大学アジア太平洋研究科博士課程）「普天間基地の跡地利用：ドイツ・ヴォーバーン基地の事例から〈開発〉理念を考える」
- 2：齋藤百合子（恵泉女学園大学）「人身売買対策における被害者の被害回復支援の課題：タイ人女性の人身売買被害の事例からの考察」

討論：島袋 純（琉球大学）

真喜屋会員は、普天間基地の跡地利用が従来の中央主導かつ画一的な再開事業として現在の在日米軍再編に組み込まれることに異議を唱え、ドイツ南西部のフライブルク市にあるヴォーバーン基地の民生転換の事例から「内発的かつ持続可能な開発」の理念を提唱した。ヴォーバーン地区にはかつてNATO軍（仏軍）が駐留していたが、1992年に返還され、再開発によって太陽光や雨水利用、自家発熱、多様な社会層の共生、自動車のない町づくりに取り組む革新的な住宅地に生まれかわった。再開発は計画段階から住民参加で推進され、フォーラム・ヴォーバーンというNPOが住民と行政をつないだ。フォーラムは様々な住民会議の開催とエネルギー、

交通、女性と社会、建築といった課題別研究サークル活動を基盤に市の委員会で提案を行なった。真喜屋会員はヴォーバーン再開発のキイ概念を「住民参加」と「環境保全」とし、普天間と比較した。それらの考え方は行政の基本方針にも県民・地権者の希望にも現れていたが、普天間では地権者と市民がともに参加する議論の場は存在せず、環境保全に関する具体的な手法は提示されておらず、システムは脆弱だった。討論者の島袋会員は上記の理念に賛同しながら、普天間の課題として従来の地権料収入を喪失する地主が突出したステークホルダーになること及び再開発の財政問題を指摘した。また地元の財政負担要因として有害物質の影響など基地使用に

ともなう「原状破壊」の回復コストの問題がフロアーから指摘された。

齊藤会員は、日本政府が2002年に人身売買禁止議定書に署名（批准05年）し、2004年に人身取引対策行動計画を策定したことを評価しつつ、入管法強化等の「水際対策」に比べ被害者保護及び被害からの回復支援は立後れが目立つとした。具体的には、現在被害者のシェルターとなっている婦人相談所はDV被害者等への対応におわれ収容能力も意思疎通機能も不足しており、一方民間シェルターへの委託料は実費も賄えない額であり、また被害者の帰国を前提とするため被害者の精神的身体的経済的被害を復旧する法的支援には消極的であると指摘した。次に逃亡を企て殺害の共犯者となったタイ人女性Uの事例から具体的な支援のあり方を考察した。

事件後日本では支援グループが結成され、Uの裁判を支えた。まずUは日本からタイの斡旋者を告発し実刑が下った。一方Uにも実刑が確定し、服役が開始された。その後Uが末期癌のためタイに送還されると、Uは斡旋者を訴える民事訴訟を起こした。その結果、原告U、Uの家族、そして居住地域住民の人権意識が向上し、人身売買の不当性が明確になった。支援者は帰国後のUの緊急ニーズである医療費や生活費も支えた。齊藤会員は、人身売買のサイクルを打破するためには被害者と社会がともに変わる必要があり、被害者への適切な支援（保護と社会統合）は同時に有効な防止策になりえると強調した。

（古沢希代子）

自由論題部会Ⅱ

司会：山田 満（埼玉大学）

報告

- 1：佐伯太郎（東京都立大学大学院）「交渉による紛争解決と権力分掌（Power Sharing）：政治的共存の制度構想」
- 2：古内洋平（一橋大学大学院）「紛争中の人権侵害と真相究明：どのような過去の処理が平和に貢献するのか」

討論：篠田英朗（広島大学）

佐伯報告は、「和平合意の成立は、必ずしも内戦の終結を意味しない」という問題設定を掲げ、事例研究として、モザンビーク内戦とアンゴラ内戦の比較分析を行った。比較分析の結果、和平交渉において政治的強者が政治的共存を可能にする制度構想を事前に準備できたか否かが重要な要因であるという。つまり、政治的弱者に軍事的競合から政治的競合へ移行が促された場合には内戦が終結できたと指摘する。この点は、先行研究が選挙実施前に武装解除が完了したか否かに和平プロセスの成否を考え、他方なぜ紛争当事者が武装解除を受け入れたのかを十分に説明できなかったことを克服できると指摘した。具体的には、政治的共存に向けた制度づくりとして、政治面では閣僚ポストの配分、比例制選挙制度の導入、軍事面では新国軍の創設、領域面では連邦制の導入、自治区の承認など、さらに政治的弱者に対する領域的自律を認めることで、確実に一定の権利と安全が紛争当事者間に保証されるなどの説明を行った。そして、権力分掌が和平交渉を確実に進展させ、内戦終結へと導くことを両内戦の事例研究をもとに指摘した。

古内報告は、真相究明と平和は両立しないという問題設定を行い、そのうえでどのようにそのジレンマを克服するのかを南アフリカの事例研究をもとに考察した内容であった。従前の研究では、両者の成立条件は社会集団間で恩赦の合意があることであった。しかし、古内氏は恩赦の合意があっても、真相究明と平和は両立しない場合もあり、したがって両立の条件は「恩赦の合意」ではなく、真相究明実施者（報告では政府）による「シグナリング」であると指摘する。そして、従来の社会集団

間政治モデルの成立要件とその問題点を明らかにしたうえで、むしろ社会集団内政治モデルの有効性を提起した。また、従前の研究で、多数派内部のより強硬な主張が影響力を持ちやすいことが明らかになっている点を踏まえ、少数派が脅威を抱かない方法はないのかという問題設定を立てた。そこに真相究明の実施者である政府の役割に注目し、政府が多数派から独立し、かつ少数派を納得させる政治コストを支払うことで自らの行動に信頼を持たせること（政府のシグナリング）が有効な手段であることを指摘した。

討論者の篠田会員からは、まず佐伯会員に対しては、①権力分掌ではルワンダの紛争終結は論じられない、②領域的自律ではむしろ分断を促すことになるのではないかと、③天然資源が絡んだ紛争では権力分掌は上手に機能するのか、他方、古内会員に対しては、①真相究明と平和の両立に関する先行研究の捉え方が十分なのか、②刑事裁判方式の戦犯法廷も議論に入れるべきではないかと、③アフガニスタンにみられるように、多数派と少数派の概念設定が困難な場合もあるのではないかと、④南アフリカの事例に偏り過ぎているのではないかと、などのコメントと質疑があった。両若い会員の報告に対して、フロアーからも積極的な質疑がなされた。紛争解決手法と紛争後の国民和解は、平和構築を促進するうえで重要な課題であり、両会員の報告はそれら課題に取り組んだ貴重な内容であった。両若い会員に対するさらなる研究の深化を期待したい。

（山田 満）

部会Ⅱ ラウンド・テーブル「平和研究の可能性」

司会： 遠藤誠治（成蹊大学）
 パネリスト： 坂本義和（東京大学名誉教授）
 最上敏樹（国際基督教大学）
 ロニー・アレキサンダー（神戸大学）
 佐伯奈津子（上智大学）

冷戦の終焉やグローバリゼーションなど平和研究をめぐる問題状況が大きく変わり、日本の平和との関わり方も大きく変わりつつある現状において、平和研究の課題設定や研究方法の原点を再確認しつつ、必要とされている革新とは何かを明らかにすることが本部会の課題であった。司会からの課題設定の説明を受けて、各パネリストには、各自の研究上の原点は何か、その原点を研究上にどのように生かしてきたのかという点から議論を始めてもらい、パネリスト相互間の意見交換を中心に議論を進めた。

坂本会員からは、自身の歴史経験に根ざした洞察を背景に、数多くの重要な指摘がなされた。紛争において絶対的ゼロサム状況に直面した場合、暴力行使の選択を回避することは困難であるとの認識に基づき、平和研究の重要な課題の1つは絶対的ゼロサム状況をいかに回避するのかということだとの指摘がなされた。また、多くの紛争が水平的紛争という外形をとっている場合にも、勝者と敗者を決定づけるという垂直性が内包されていること、そしてそうした垂直的な紛争の構造と強者による支配の自然化を問題化していくことの重要性も指摘された。さらに、平和研究で一般化している直接的暴力と構造的暴力を截然と区別する議論の立て方に関しても、直接的暴力の中に組み込まれた垂直性や構造的暴力を支える直接的暴力に着目し、両者の複合性を解明することが重要な課題であるとの指摘がなされた。

最上会員は、国際法研究者としての立場から、合法性・適法性および理想を実現するという二重の意味の規範性を重視しつつ、国家よりも根源的な単位として人権や人道を学問の対象としていくことを課題としてきたとした上で、国際法が達成してきた武力行使の違法化を台無しにする傾向が顕著になった今日の状況において、徹底的に法律論を駆使してそうした傾向と闘うことを近年の課題としていると述べた。その上で、平和研究のテーマとしては、暴力を徐々に取り除いていくことの重要性、そして、仮に軍事力をぎりぎりの決断として用いる場合であっても、可能な限り被害が小さく暴力的では

ない手段を選択をすることの重要性が指摘された。他方、日常的な教育活動自体が平和運動であり、学生の間にある恐怖やあきらめを取り除くことの重要性も指摘された。

アレキサンダー会員からは、国家が行使する暴力や個人が行使する暴力以外にも、支配的な学問潮流の中にも暴力性が隠されているという認識をもとに、平和を複数形でとらえていくことの重要性と困難が指摘された。平和運動と平和研究を両立することの困難に関する指摘のみならず、理論家が行う理論化や一般化という行為の中に既に暴力が内在している点についての重要な指摘があった。そうした困難を背景に、平和のイメージーションを多様化し、学際的にアプローチすることの重要性が指摘された。

佐伯会員からは、東チモールやアチェにおける暴力行使の現場に、逃げ場をもっている先進国の人間として立ち会った経験をもとに、軍隊が存在することによって平和を実現できるという議論への強い疑問が提出された。また、援助の現場における経験から、先進国の産物である平和構築論や先進国からの経済援助や人道援助が、紛争地帯において強者に荷担することになりうることや、平和を作るために実際上の判断としての妥協点を発見することが難しいことも指摘された。とりわけ、非対称な力関係がある場において、暴力手段をもつものをどう監視し管理していくのかという問題に答えがない状況で、「弱者のため」という論理で、現場の強者を支援してしまうことの問題点の指摘は重要であった。

司会の不手際のゆえに、パネリストから次々と出てくる重要な論点を、十分に消化できたかどうかは不安であるし、時間上の制約から問題を幅広く展開できなかったことは残念であったが、会場からの質問票を介した参加も取り込んだ上で、充実したパネルになったと考える。これを契機に、平和研究の現状と課題に関する批判的な議論が活発になることを期待したい。

（遠藤誠治）

部会Ⅲ 平和のための哲学と実践の交錯

司会： 岡本三夫（広島修道大学）

報告

1：山脇直司（東京大学）「平和の公共哲学のために」

2：庄司真理子（敬愛大学）「公共的平和と国連による平和維持」

討論：黒田俊郎（県立新潟女子短期大学）

私たち人間が求めるべき原理的な理念はそもそもどうあるべきなのか。そして、それは平和の構築とどのように関係するのか。こうした哲学的な洞察へ立ち返ること、さらにこれに基づいて実践のレベルでの行動や政策を紡ぎ出すための経路を構想することが、知的手がかりの動揺という今日的状況のもとで、平和を考えるために改めて重要となっている。部会Ⅲの問題意識はこうした根源的な問い直しにあった。

司会を務める岡本三夫会員が、平和学における公共哲学の重要性を指摘することから、部会Ⅲが始まった。2つの報告が行われたが、最初は山脇直司会員の「平和の公共哲学のために」である。その基本は、公私二元論に代えて「国家や政府の公的なもの」と「民の公共性」と「私的なもの」との相互作用に注目するパラダイムである。そこから、個人を活かしながら、民の公共性を開花させ、政府の公をできるだけ開いていくという「活私開公」という独自の社会観が理想として示される。さらに、自己の置かれた現場性や地域性を重視しながらグローバル・イシューを考察し、平和を「地球的公共善(=財)」として捉えることで、一国平和主義を克服する視座が提起された。加えて、さまざまなレベルで「和解と公共的記憶」を重視すること、公共機関、市民・NGO、企業などの協働と、それぞれの透明性や説明責任を追求することといった、具体的な課題が示された。

2つ目の報告は、庄司真理子会員の「公共的平和と国連による平和維持」である。国連とその周辺を素材に規範創造の新しい展開を示すことで、平和構築のための哲学が実践に結び付いていることを説き起こす試みである。まず国際公益の概念を簡単に整理し、グローバル・

コンパクトに例示される規範形成や、カルドージ報告に見られる市民社会による規範構築の方向性について言及がなされた。こうした概括を踏まえ、次に具体的な規範構築の考察が進められる。従来は、国際司法裁判所、国連国際法委員会、国連総会決議、条約採択といった事例が規範創造に数えられていた。だがそれらに留まらず、国連事務総長報告書、国連事務総長の委託による報告書、国連を取り巻く国際委員会や世界会議やNGOのネットワークの活動なども、規範構築の機能を持つようになってきているという。これらの成果として、予防外交、人間の安全保障、保護する責任、平和構築といった理念の形成があげられる。

討論者は、黒田俊郎会員である。彼がナクトウエイの写真集を例に出して強調したのは、共同体が人々を保護できず、赤裸々な暴力が生じている事態であり、したがって、公共性の構築よりもむしろ共同性の回復こそが切迫した課題なのではないか、という点であった。言い換えれば、共同体を構築していくこと、そのうえでそれに公共性を入れ込むことが求められているのである。その後、公共という概念の内容、日本における公的な空間についての閉塞感などについて、フロアも交えて議論が行われた。

哲学にまで遡上した——遡上しなければならなかった——思考を、平和構築にどう生かしていくか。きわめて新鮮な設問がこの部会で設定されたと言えよう。「公共性と平和」分科会が平和学会に設立され、この問題について議論が引き続き行われることになっている。経過に注目したい。

(小林誠)

開催校企画「農は平和とどう結びつくのか」

司会： 勝俣 誠 (明治学院大学)

パネリスト： 権 寧勤 (韓国農漁村社会研究所)

大野和興 (農業ジャーナリスト)

大江正章 (出版社コモンズ編集長、完全無農薬農業実践者)

部会Ⅳ アジアで作る平和：日本国憲法の再生

司会・討論：我部政明 (琉球大学)

報告

1：鶴見俊輔 (九条の会) 「私にとっての戦争」

2：半田 滋 (東京新聞) 「自衛隊海外派遣が招く9条液状化現象」

3：徐 勝 (立命館大学) 「東アジア平和実現のために：靖国から朝鮮人・台湾人を解放せ」

討論：山内敏弘 (龍谷大学)

終了予定から40分後の午後6時過ぎまで続いた部会となった。最大の失策は、司会の時間配分への采配である。お詫び申し上げます。時間延長となったのは、討論への興味がわき続き、時間を理由で抑制できなかったことにある。

報告1として行った鶴見俊輔さんの「私にとっての戦争」は、近代日本から現代までの時間軸の中で、学問、政治、エリートを結びつける個々の日本人のありようを説いた。予定を10分ほど超過したが、「風土記」、「横井小楠」、「大学卒業の新聞記者」、「教育制度が生み出し

た転向」などのキーワードで叙述する日本論であった。とりわけ、鶴見さんが当事者となった1941年秋の米国・ボストンでの「三者会談」は興味深い。当時の駐米日本公使、ハーバード大学歴史学教授のアーサー・A・シュレジンジャー、そして鶴見の三名の間で交わされた「日本は戦争へ突入するかどうか」をめぐる議論である。シュレジンジャーは、エリートを生み出した日本が暴挙を出るはずはなく、西欧の戦争を拒絶するはずだと述べた。それに対して鶴見は、軍部の主導する日本は明らかに戦争を始めると論じたという。シュレジンジャーは成長していく日本を高く評価したのだが、その日本が戦争を始めたのだから皮肉である。

報告2は、日本政治の特徴のひとつだとされる新聞記者の半田滋さん。彼は、朝日新聞や毎日新聞の腰がふらつく中であって護憲を支え改憲に批判的な姿勢を貫く東京新聞で、防衛問題を取材してきた記者である。報告によれば、PKOへ参加したとき、イラクへ派兵されたときの自衛隊や自衛隊の家族を取材してきたなかから、「馬鹿な政治家の命令で死んでいいのか」という感情が海外へ派遣された個々の自衛官の感情だという。にもかかわらず、イラク派遣は、自衛隊、特に陸上自衛隊の側からの積極的な政治活動の成果であったことを、半田さんは明らかにした。自衛隊の中核部は、今こそ「米軍に役立つ自衛隊」であることを表明しなければならぬと考えたからだったという。

しかし、半田さんは、自衛隊のイラクでの活動は、自己充足型の米軍の邪魔にならないことでしかなく、アフガンで見せた海上自衛隊による給油活動と同様に、陸上における給水活動となったのだという。半田さんによれば、国内において組織の存続をかけたイラク派兵工作を

したけれども、実際のイラクにおける任務はイラク人への給水であり、復興という名のイラク人雇用を生み出したことだった。こうした実際に行われる活動と「世界の中の日米同盟」フレーズで浮かれている政治家たちとのギャップを感じざるを得ない。

報告3の徐勝さんは、事前に報告内容をA4サイズで6枚にまとめてくれていた。靖国神社に焦点をあて、戦後責任や歴史問題で何らかの決着をつけられない日本・日本人の靖国問題を取り上げた。徐さんによれば、戦後日本そして今後の東アジアの平和構築における諸悪の根源は靖国だという。そして、徐さんは8月11日から15日にかけて靖国問題への日本人だけでなく世界の人々による抗議をおこなうキャンドル行動の意義として、運動と研究の連動の重要性を説いた。

会場の中から、靖国神社に代わる政府の戦没者追悼施設についてどのように考えるのかという質問に対する徐さんの応答は、示唆深い。徐さんは、「沖縄にある平和の礎や韓国・光州市での慰霊碑計画については、個人的に良いと思わない。なぜなら、追悼は個人でおこなうものであり、国家や公共機関が追悼するのは戦争を認めることにつながる」と述べた。

これら三つの報告に対し、憲法を専門とする山内さんがコメントをした。靖国問題を訴訟でもって取り上げる方法の有効性とその限界についての指摘は、運動の広がりと同時に研究成果とのつながりの重要性をあらためて認識させられた。

アジアに平和を作るために、時間を作って最後まで参加していただいた会場の皆さんへ感謝申し上げます。

(我部政明)

【おことわり】前号ニューズレターで掲載できなかった部会報告を以下に掲載します（ニューズレター委員会）

シンポジウム「原爆投下と被爆体験」

司会：石川捷治（九州大学）

報告

- 1：高橋眞司（長崎大学）「原爆死から平和責任へ：被爆体験の思想化をめぐる」
- 2：木村 朗（鹿児島大学）「原爆投下問題への共通認識を求めて：特に長崎の視点から」
- 3：高橋博子（広島市立大学広島平和研究所）「原爆投下の人体実験的側面：軍事資料として扱われた被爆情報」

討論：岡本三夫（広島修道大学名誉教授）

世界史上最後の被爆地長崎において「原爆投下60周年の意味と問い返す」をテーマとしたシンポジウムが開かれた今日的意義はどこにあったのだろうか。ヒロシマ・ナガサキと一体のように語られるのが普通だが、両者には共通性とともに差異性が存在する。その両面について、社会哲学、国際政治、軍事資料などの各方向からスポットがあてられた。

第一報告において高橋眞司会員は、「長崎にあつて哲学する」立場から、原爆死と被爆者の生についてこう指摘した。「原爆地獄」は「人間的であること」と「生きのびること」が両立しない状況であり、伝統的な地獄の

観念をこえるものであった。被爆者はこの「地獄をこえた地獄」から帰還した希有の存在として私たちと共にある。「被爆体験の思想化」の営みに関しては、本島等長崎市長(天皇の戦争責任)や岩松繁俊(反核を訴えるときには、かならずその前に、日本の戦争責任を自己批判しなければならない)等に長崎の独自性がみられる。さらに「思想化の枠組」として、「平和の存在」「平和責任」

「平和の質」「戦争責任」の新しい概念を提起した。第二報告において木村朗会員は、原爆投下には複数の動機・目的があつたが、なかでもソ連邦抑止説と人体実験説の検討が重要だと指摘した。まず米国の研究者の間

でも二発目の原爆投下については不必要だったという認識が多数になっているが、ではなぜ長崎に投下されたのかを正面から問い、人体実験説との関連で考える研究者はいないとの研究動向を紹介した。そのうえで、アジア太平洋戦争末期の国際情勢や日本の降伏条件をめぐる外交交渉などの解明を通じて、長崎原爆はプルトニウム型爆弾の実戦での威力を試し、とりわけ人体への影響の測定という実験を重視したものではなかったかと結論づけた。

第三報告において高橋博子会員は、米国公文書の分析から、マンハッタン計画のなかでは、原爆投下以前から放射線の人体への影響に関する軍事研究が進められ、投下後においては広島・長崎で収集された被爆資料は「厳重な機密扱い」の軍事情報とされていたことを明らかにした。ABCCの研究では「米国における軍事・民間防衛計画にとって重要な意味を持つ」とされており、被爆者をモルモット扱いにし、治療の対象とはみなしていない

かったことは、米公文書からも明らかである。したがって「原爆投下の人体実験的側面は強い」と結論づけた。

この三人の報告に対して岡本三夫会員から総括的コメントが出されたのち、多くの参加者から発言があり、時間が足りないほど活発な討論が展開された。被爆体験の「空洞化」への危機感や新しい視点や問題意識に関わる研究課題の指摘があった。60年を経過した今日においても、「人類史上の悲劇」としての被爆の意味も、世界に共有されているとはいいがたい。とりわけ日本の侵略戦争と植民地支配に苦しんだ東アジアにおいては、ほとんど拒絶に近い状況である。原爆投下と被爆の意味と実相をより明らかにし、日米の間だけでなくアジアを含む全世界の共通認識にどのように育てていくのが、今後に残された課題であることを痛感させられた。60年という節目の年に、被爆地長崎で開かれたシンポジウムにふさわしい充実した内容であったと思われる。

(石川捷治)

分科会報告

軍縮と安全保障

司会：佐渡紀子（広島修道大学）

報告：一政祐行（大阪大学大学院）「包括的核実験禁止条約（CTBT）の検証制度：査察関連情報管理に関する考察」

討論：杉島正秋（朝日大学）

14名の参加を得て開催された本分科会では、一政会員より「包括的核実験禁止条約(CTBT)の検証制度：査察関連情報管理に関する考察」と題して、CTBTの有効かつ効率的な査察制度の確立に必要な要件と、その確立の意義が検討された。

報告者はまず、CTBTにおける検証制度のうち、現地査察の整備が最も遅れていることを指摘した。そして、米国やイスラエルなど、現地査察レジームの整備を条約批准の決め手であると主張するCTBT発効要件国の存在を指摘し、現地査察の整備によりCTBTの発効促進という効果が期待できると評価した。そしてCTBTの査察制度を有効なものとするために必要な要素を分析した結果、違反行為の有無を検証するために必要となる情報の確保と、検証には無関係だが被査察国にとって機微な情報を保護するという、二つの要請を満たすことのできる査察手続きが重要であるとした。そして、査察を通じて収集される情報、すなわち査察関連情報の管理について、明確なコンセプトを規定することの重要性を併せて強調した。

討論者の杉島会員からは、化学兵器禁止条約(CWC)における検証制度の重要性と問題点が概観された後、それらと対比しつつCTBTの査察に関して三つの問題提

起がなされた。まず、査察時に保護されるべき保護情報の確定について、明確な対立軸はどこにあるのか。次に、査察によって検証する違反行為の最終的な判断は政治的判断とならざるを得ず、査察制度の実効性強化は重要性だが、むしろ違反行為を認定する執行理事会の実効性の有無の重要性が高いのではないか。最後にCWCでは申し立て査察が制度として存在しながらも活用されていない実態に鑑みれば、CTBTでも申し立て査察制度の活用は楽観できないのではないか。

そのほか分科会に参加した会員から、CTBTが未発効であることの要因に関して示された発表者の分析に対し、査察制度の未整備よりも米国の政策の与えた影響が決定的であったとの見解が示され、CTBTの査察制度の意義や有効性を検討するうえで過去の軍縮・軍備管理条約における査察制度との対比が不可欠ではないのかとの指摘がなされた。また、査察制度の整備は発効の促進要因とする報告者の分析に対して、むしろ査察の実行性を担保するために不可欠であると捉えるべきではないかとの、指摘もなされた。

本分科会へは若手を中心に積極的な報告希望があり、次回研究大会でも活発な議論が期待できる。

(佐渡紀子)

難民・強制移動民研究

司会：小泉康一（大東文化大学）

報告：メアリー・アンジェリン・ダアノイ（元四国学院大学）「日本在住フィリピン女性移民に関する一考察：『多文化社会』で生きる」

討論：齋藤百合子（恵泉女学園大学）

通訳：佐竹眞明（名古屋学院大学）

日本在住の外国籍者が増加する中で、長期的に日本で暮らすフィリピン女性も増えてきた。日本人の配偶者、あるいは一般永住という資格によって、滞在する女性たちである。本報告は女性たちの概略、日本政府の移民受け入れ体制、女性たちが移住者として、自身をどう認識しているかを論じた。女性たちが日本で家族を支えるだけでなく、労働者として地域経済を支え、さらに自治体の行事に参加して、多文化共生の実現にも努めている旨、報告された。これに対して、討論者から報告者の言う「多文化的市民権」 multicultural citizenship には参政権な

ど政治的参加だけでなく、母国の文化をいかに継承していくか、といった文化の問題も重要ではないか、また、国際結婚では外国人配偶者の本国への送金や里帰り、夫婦の見解が異なると離婚につながりやすいのではないかと、といったコメントが付された。会場からも国際結婚における子どものアイデンティティ、フィリピン移住者の日本や本国に対する認識についてなどについて、質問が出され、活発な議論が展開された。

（佐竹眞明）

環境・平和

司会：山田 修（新幹社）

報告：田坂興亜（アジア学院理事長）「水俣50年・チェルノブイリ20年、そしてサブシステムの危機をどう乗り越えるか」

討論：七澤 潔（NHK放送文化研究所）

10日正午過ぎから始められた分科会は、参加者およそ30人ほど。田坂会員（アジア学院前校長・理事長）の報告に先だつてこの部会の成り立ちについて、責任者である蓮井会員（茨城大学）からの挨拶があり、引き続きOHP、スライドなどを多用した報告に入った。

水俣は周知のように、日本の「経済成長」と表裏をなす、社会の構造的歪みが如実に現れた現象であった。これを認定50年を迎えた現在、どのようにとらえかえし、血肉化していくのか。アジアにおける農薬の大量使用問題とも関連づけて論は展開し、問われているのは、「多消費社会」を生きるわれわれ自身であることが、この田坂会員の報告によって鋭く指摘された。

田坂会員の報告を受けて、チェルノブイリ原発事故を追いつづけて欧州各地取材した七澤潔氏（NHK放送

文化研究所主任研究員）によって、当該原発事故の広がり、その被害の浮かび上がるさまが、きわめて切実な様相をもって議論された。いうまでもないことだが、原発など、高度集積技術による環境被害は国境や世代などといった「区切り」をいとも簡単に飛び越えて行く。そして根底に横たわるのは、さまざまな文化的障壁でもあり、伝統的にトナカイの肉を摂ってきた人々に、汚染されたからと一夜にして食生活の変更を迫ることは至難のわざでさえある。こうした課題をひとつひとつのようによりこえるのか。会場からの応答では「京都議定書」さえも悪用し、原発を推進しようとする現実の政策にどのように立ち向かうかなどの活発な議論が繰り広げられた。

（蓮井誠一郎）

平和教育

司会：伊藤武彦（和光大学）

報告：富樫 茂（ヘブライ大学）「NGOによる教育活動ならびに事実上の教育効果：イスラエルにおけるアラブ・ユダヤ間のエンカウンター・グループ運動に関する事例研究」

討論：竹内久顕（東京女子大学）

報告者の富樫氏は現在ヘブライ大学に留学中で、イスラエルにおける平和教育運動に関する研究を続けているところである。イスラエルといえば、長年にわたるパレスティナとの戦争を、本稿執筆中の7月半ばの時点ではレバノンに対する武力攻撃を行っており、そうした「戦争」のイメージが強い。しかし、平和教育に関する海外の文献では、イスラエルの平和教育について触れられることが時にあり、筆者はそのギャップに戸惑っていた。

富樫氏の報告によると、NGO団体による平和学習のワークショップがイスラエルでは試みられており、ここでは、ユダヤ系イスラエル人とムスリム系イスラエル人の相互理解から和解を進めるプログラムが実践されている。そこでは、近親者や友人を戦争で失った人々（子どもから青年を対象としているようだ）に対する心理的ケアも含めて、戦争・憎悪から平和・友好への転換をはかる教育的営みが展開している。しかし、こうしたプログラムを受講した青少年の中に良心的兵役拒否を試み

た者はいなかったということもあわせて報告された（イスラエルでは男女に徴兵が義務付けられている）。また、こうした試みも必ずしもイスラエルで広く認知されているわけではないようだ。こういった限界をはらみながらも、しかしながら、「あの」イスラエルで平和教育の試みがなされているという点には注目すべきであろう。海外から注目されているという事実が、イスラエルの平和教育運動を支えることにもつながるように思われる。富樫氏の今後の研究の進展に期待したい。

本大会を機に、「平和教育」分科会の担当責任者が、伊藤武彦会員（和光大学）から竹内（東京女子大学）に交代した。伊藤会員のもとで蓄積されてきた成果を受け継ぎながら本分科会の更なる発展に尽力したい。たとえば、日本平和学会には「平和教育」に関連する分科会が他にも活動しているので、それらの分科会との研究交流の可能性を考えてみたい。また、平和教育分科会参加者による、大会時以外での研究交流も試みたい。教育基本法問題にも象徴されるように、平和教育は守勢に立たさ

れている。本学会における平和教育の研究成果が試されているようにも思われる。平和教育に関心のある多くの

方々の協力を期待する。

(竹内久顕)

ジェンダーと平和

司会：森 玲子（広島大学）

報告：溝上芳恵（上智大学大学院）「国際協力 NGO の多様性に関する考察：組織文化の観点から」

討論者：佐竹眞明（名古屋学院大学）

世界各地で起きる災害等への民間による支援活動が活発化し、それらが報道で取り上げられ、社会的認識が高まる中、国際協力 NGO を対象とする研究も増加している。報告者は、組織文化の観点から、国際協力 NGO の分析を試みている。

まず、国際協力 NGO の定義を簡単に示した上で、チャールズ・ハンディの組織文化の四類型を紹介した。（「クラブ文化（蜘蛛の巣状文化）」「役割文化（ピラミッド状文化）」「仕事文化（網状文化）」「個人文化（星の集合イメージ文化）」）報告者は、組織機能をプロジェクトの進行過程の分析に連動させることで、組織内や組織間の文化の相違や衝突を、よりの確に評価することが可能になると考える。

組織の実情を把握するため、報告者はインターンとして、一 NGO において参与観察を行っている。そこでの半年以上に及ぶ観察の報告が今回の中心であった。

討論者から、いくつかの指摘があった。まず、報告者の所属している NGO の資金源が公的資金に頼っているという事実から NGO の定義について疑問がだされた。さらに内部からの観察期間が長引くことで、少数の組織において、報告者自身が組織文化を作り出す担い手となっているのではないかと指摘もあった。また NGO のミッションからして、組織文化で考慮対象となる、効率化への考え方にも疑問がだされた。

また、参加者から、先進国の NGO とそれ以外の NGO の組織の違いや、Operational NGO と Advocacy NGO のように、ミッションの違いが組織文化に及ぼす影響なども考慮すべきとの意見もあった。別の参加者からは、事務局と現場スタッフの組織文化とのかかわりの違いなども指摘があった。報告者の今後の研究の発展に期待したい。

(森 玲子)

グローバルヒバクシャ

司会：高橋博子（広島市立大学広島平和研究所）

報告：栗原岳史（東京工業大学大学院）「冷戦初期の米国における原子爆弾の管理をめぐる論争：AFSWP の活動を通じて」

討論：市川定夫（埼玉大学名誉教授）

グローバルヒバクシャ分科会では、科学史を専攻している東京工業大学・院生の栗原岳史氏に「冷戦初期の米国における原子爆弾の管理をめぐる論争：AFSWP の活動を通じて」と題した報告をしていただいた。

第二次世界大戦中に原爆を開発したマンハッタン工兵管区は、戦争終結後の 1946 年に文民機関である原子力委員会（現エネルギー省）に引き継がれるが、軍部側も 1947 年にマンハッタン管区の責任者であったレスリー・グローブズをチーフとして Armed Forces Special Weapon Project (AFSWP) を発足させていた。

本報告は、AFSWP をつうじて、米国の原子力管理をめぐる文民と軍部との対立を分析するもので、従来存在がほとんど知られてこなかった AFSWP に注目した点が、新しく評価できよう。栗原報告では、科学技術の知識を利用しようとする政治の役割が強調された。

討論者の市川定夫・埼玉大学名誉教授（遺伝学）からは、米エネルギー省のブルックヘブン国立研究所の研究員時代（1965 年から 1965 年まで）の貴重な証言がなされた。核開発体制の隠された側面を明らかにする試み

として、本分科会は大変意義深かった。（高橋博子）

【研究会報告・今後の活動予定】

分科会の母体となっている、グローバルヒバクシャ研究会では、6 月 9 日にシンポジウム「被爆・敗戦 60 年を超えて…」を開催し、30 余名の参加者を得た。パネリストに田中熙巳（日本被団協・事務局長）、星野ひろし（東京空襲犠牲者遺族会・会長）、前田哲男（重慶大爆撃の被害者と連帯する会・東京代表）の各氏を迎えた。

切り離される傾向にある、原爆被害と空襲被害を結び、さらに「加害」にも射程をのぼし、未完の戦後補償を軸にした、活発な討論が展開された。同シンポの内容を柱に、研究会に関連する話題を盛り込んだ、出版企画が進行中である。

次回の研究会は、8 月 5 日（土）18：30～広島平和研究所にて開催する。報告は高橋博子（広島平和研究所）「隠蔽された被爆資料——訪米調査にむけて」と、竹峰誠一郎（早稲田大学・院生）「グローバル・ヒバクシャの視点——核問題にどうせまるのか」を予定している。（竹峰誠一郎）

平和と芸術

司会：奥本京子（大阪女学院大学）

報告：ロニー・アレキサンダー（神戸大学）「ポーポキ・ピース・プロジェクトについて：DVD『ポーポキのピース・メッセージ』を使ってのワークショップ」

飼猫だったポーポキとご自身を主人公に、アレキサンダー氏は、昨年、絵本を描き、それが「岩波 DVD

ブック Peace Archives 平和ミュージアム」（立命館大学国際平和ミュージアム監修、岩波書店、2005 年）の

DVD に収録され、12 月より発売されている。現在は、その DVD を使ってワークショップなどしながら原作の出版のための活動をよびかけている。「ポーポキ・ピース・プロジェクト」と題された一連の活動は、ネコのポーポキ(ハワイ語でねこのこと)と一緒に平和の根源的な意味を問い、平和について考え、平和づくりのために自分に何ができるかを考えるためのもので、今回の分科会では短い時間の中で DVD「ポーポキのピース・メッセージ」(10 分)を観賞し、ワークショップの一部を体験することとなった。五感を使って「平和」を表現し、それをポーポキに紹介するという仕掛けがほどこされており、「あなたにとって平和にはどれがもっとも重要？」という問いに対して、「多様性、自然、自由、安全、富、武器、想像性、いのち、社会正義、芸術、教育、信頼、コミュニケーション、愛」というリストから 2 つの言葉を皆で選び(自由と愛を選択)、ワークを行った。さらに、クレヨン、色鉛筆などをつかって、それぞれに表現するセッションも少し試みた。

その後、参加者のみなさんと芸術の役割などについて議論した。アレキサンダー氏にとっては、アート・芸術とはもう 1 つの表現方法であり、気付かないものに

気付かせてくれるものだという。アート・芸術とは何か、それはどのように平和構築・創造に結びついていくのかは、当分科会の大きなテーマであるが、みんなの感性をとおして一緒に創りあげていくもの、反応するもの、受け入れていくもの、などと様々なコメントが出た。対話は可能かという問題に関しては、どうすれば「通じる」のだろうかという問いに対し、共感、受け入れる準備、接触仮説・環境づくりなどに渡る意見が交わされた。対話の回路としての芸術の役割というものはあるだろうし、当分科会としても模索していきたい問題である。平和構築のためのコミュニケーションの前提を考えるにあたって、芸術がチャンネル(回路の可能性)を広げることになるのではないだろうか。

『ピースメッセージ』が収録されている岩波 DVD ブック *Peace Archives*『平和ミュージアム』は「平和と芸術」分科会の名義で購入した。また、当分科会では ML を使って、普段から芸術についての対話を重ねていきたいと考えている。関心をお持ちの方は、責任者までお問い合わせください。

(奥本京子)

平和学の方法と実践

司会：岡本三夫(広島修道大学名誉教授)

報告：平口哲夫(金沢医科大学)「予防科学としての平和学」

討論：佐々木寛(新潟国際情報大学)

アフリカ

「ソウエト蜂起から 30 年：私たちに問いかけ続けるもの」

司会：篠原 収(広島女学院大学)

報告：楠原 彰(国学院大学)「黒人意識運動と日本の反アパルトヘイト運動」

報告：佐竹純子(プール学院大学短期大学部)「ソウエト蜂起の光と影」

報告：藤本義彦(広島経済大学)「ポスト・アパルトヘイトの南ア」

討論：森川 純(酪農学園大学)、荻原弘子(大阪府立大学)、ゴードン・ムアンギ(四国学院大学)

司会：佐竹純子(プール学院大学短期大学部)

報告：ビクター・マトム(南アフリカ在住フォトジャーナリスト)「南アフリカの現状と課題」

討論：峯 陽一(大阪大学)

発展と人間安全保障

司会：原田太津男(中部大学)

報告：峯 陽一(大阪大学)「人間の安全保障の岐路：誰の安全を誰が保障するのか」

討論：土佐弘之(神戸大学)

東南アジア

司会：関 良基(財・地球環境戦略研究所機関)

報告：栗田英幸(愛媛大学)「深刻化するフィリピンの軍事化と人権侵害」

報告：Agalyn Nagase (Moro Women Center) 「Human Rights Violations in Mindanao under “the War on Terror”」

報告：真野玄範(日本キリスト教協議会)「日本の取り組み」

非暴力

司会：寺島俊穂(関西大学)

報告：森田明彦(東京工業大学)「非暴力的な対人調査研究：教育演劇手法によるリサーチワークショップ」

ップ」

【新規分科会紹介】

公共性と平和

共同責任者：宮脇昇、小林正弥、庄司真理子

司会：内田孟男（中央大学）

報告：小林正弥（千葉大学）「地球的な公共の平和：概念・思想・実践」

上村雄彦（千葉大学公共研究センターCOE フェロー）「グローバルな持続可能な福祉社会へのプロレゴメナ」

一ノ瀬佳也（千葉大学公共研究センターCOE フェロー）「平和の経済学と公共性：原点としてのアダム・スミスの理論」

討論者：宮脇昇（立命館大学）

「公共性と平和」分科会は、公共性の観点から平和を検討することを目的として、本年6月に設立され、第1回分科会を開催した。本分科会は、公共性の議論を、主に、地球公共財、公共政策、公共哲学の三つの観点を包摂しつつ、政治、法、経済などの世界平和に関わる社会現象を検討する。「公共性」として市民の参加は重要なポイントである。この分科会を入口として多くの市民の方が学会にアクセスしてくれることも望みたい。以下報告要旨を記す。

小林報告は、公共哲学の考え方を踏まえて「地球の公共平和」という概念を提起した。平和公共哲学としては、南原繁の思想を先例としてあげ、まず精神性を重視する深層平和（ディープ・ピース）の観念を提起し、その上で総合的平和公共哲学として、内面的平和と外面的平和との好循環の形成を目指すことを必要と論じた。最後に、平和公共哲学の実践として、地球平和公共ネットワークや「平和への結集」の活動を紹介した。

上村報告は、誰がどのようにして地球規模問題を解決し、平和な社会を築くことができるかという課題を扱った。報告では特に多国籍企業、租税回避、巨大化する金融資本を根本原因として取り上げ、これらに対する処方

箋として通貨取引税を始めとするグローバル・タックスの有効性が論じられた。本年7月から航空券連帯税が実施されるが、これが本格的な通貨取引税につながる可能性とともに、通貨取引税が実現した場合は国際機関の民主化が促され、「もうひとつの」グローバルガヴァナンスの創造に向けての突破口となりうることが示された。

一ノ瀬報告では、思想史の観点から「平和と公共性」という課題が、経済学の論理においても重要なテーマであったのを示すことを行った。これらの課題は、そもそも経済学の原点であるアダム・スミスの市場理論において問われていたのである。スミスの経済学は、富の論理から重商主義国家同士の戦争に根拠のないことを明らかにするものであった。さらに、「市場」における利己心の解放は、権力の「腐敗」をもたらすことになり、国家の公共性を確立することを求めたのである。

討論者の宮脇氏が相対利得と公共財との関係について、およびネットワークとの接点以外に共同体との接点をどうとらえるか、などの問題点を指摘し、参加者との活発な質疑応答がなされた。

（内田孟男）

戦争と空爆問題

共同責任者：荒井信一、前田哲男、伊香俊哉

このほど「戦争と空爆問題研究」分科会が発足しました。研究の目的は、現代戦争の主要な攻撃方法である空爆の諸問題について、加害側の爆撃戦略および被害側がこうむった被害実態を中心に研究することです。具体的には、日中間の歴史認識を規定している「日本軍の戦争犯罪」として指摘されることの多い重慶大爆撃の全体像を解明することからはじめています。

20世紀の戦争では民間人の死者を激増させる空爆の比重が圧倒的に高くなりました。さらに21世紀の戦争が空からの攻撃を主とすることを考えると、空爆の専門研究が重要になっています。とくに大規模な無差別爆撃のはしりとなった日本軍の重慶大爆撃の研究は、これまでの空爆事例の研究、また日本の原爆問題や空襲被害問題の研究にも寄与すること大でしょう。

さらに無差別爆撃に対する司法判断がわずかであることを考慮すれば、各分野の研究者や法律専門家の学際的な参加や各地の空襲・戦災を記録する会のメンバーなどの幅広い協力と、中国側の研究・調査との共同研究が

必要でしょう。すでに昨年末から、10名余の研究者・弁護士・市民によって研究活動が開始されています。今年3月30日には、東京地方裁判所に重慶大爆撃の被害者40名が戦後補償裁判を提訴しました。同訴訟では、中国側の歴史研究者などから、日本の研究者の協力が要請されています。また来年7月には、西南大学で重慶大爆撃を中心に、空爆問題に関する国際学術研究会の開催が予定されています。

最後にこれまでの研究会の概要を紹介しておきます。第1回（2005年12月10日）研究会の発足の趣旨の確認、重慶爆撃を含む空爆に関する従来からの研究状況。第2回（2006年2月18日）「戦略爆撃から原爆へ：拡大する『軍事目標主義』の虚妄」（伊香俊哉論文）について。第3回（2006年4月15日）重慶大爆撃訴訟の訴状作成上の問題点、今後の加害と被害と研究方法等について。

山口大学における今秋の分科会においては、重慶爆撃訴訟がどのような被害実態を根拠にして、どのような法を根拠に行われたのか、それを支える中国側の重慶爆撃

研究がどのような状況にあるのかについて報告を行います。そしてこれらの報告に対して、ヨーロッパおよび日本における爆撃研究や爆撃被害をめぐる歴史認識の観点から討論を行う予定です。

11月11日(土) 12時30分～13時50分
司会：前田哲男

平和運動

共同責任者：木村朗、石原昌家、舟越耿一、湯浅一郎

連絡先(木村)：〒890-0065 鹿児島市郡元1-21-30 鹿児島大学法文学部 TEL 099-285-7654・FAX 099-285-7622
E-Mail: kimura@leh.kagoshima-u.ac.jp

「平和運動」分科会では、1. 過去と現在における平和運動(戦前と戦後、戦後直後と現在、あるいは占領期と独立後の平和運動など)、2. 日本国内と世界の平和運動(旧植民地と日本本土、沖縄と日本本土、アジアとヨーロッパの平和運動なども含む)、3. 通常の反戦運動と核廃絶運動、4. 平和運動と平和研究(あるいは平和運動と平和教育)といった異なる二つの分野・テーマの比較検討という視点を重視し、それぞれの運動の特徴と問題点・課題、あるいは両者の区別と関連を明らかにすることを目的としています。

山口大学で開催される秋季大会では、共通テーマを「米軍再編の背景・本質を地域から問う」とし、世界的

報告：一瀬敬一郎(弁護士)「重慶大爆撃訴訟(仮題)」
討論：田中利幸(広島市立大学平和研究所)
報告：伊香俊哉(都留文科大学)「最近の重慶大爆撃研究の動向(仮題)」
討論：工藤洋三(徳山工業高等専門学校)

(荒井信一)

な米軍再編の背景・本質を明らかにするとともに、在日米軍再編の具体的な特徴と問題点を「岩国」と「沖縄」という二つの地域に焦点を絞りながら探る予定です。

11月11日(土) 12:30～14:00

司会：舟越耿一(長崎大学)

報告：田村順玄(岩国市市議)「在日米軍再編と岩国基地問題」

報告：高良鉄美(琉球大学)「在日米軍再編と沖縄基地問題」

討論：湯浅一郎(ピースリンク広島・呉・岩国)

(木村 朗)

地区研究会：報告とお知らせ

北海道・東北地区

定期的な研究会の開催を継続して行っている。一応の日程として、奇数月の最終土曜日(またはその翌週)と定め、各大学の行事などの影響を受けつつも、継続するよう努めている。また、研究会の常連である「平和のための学生連帯」(SSPN)は今年度より自主的な読書会をはじめている。最近の研究会は以下のとおり。

2006年5月27日(土) 15:00～18:00

藤女子大学北16条校舎新館554教室

森川 純(酪農学園大学)「捕鯨問題と日本の政官財そ

して学・メディア・NGO」

世戸宏幸(北海道東海大学)「中国と抗日：日本軍が残した侵略の足跡の記録」

2006年8月5日(土) 14:00～18:00

藤女子大学北16条校舎552教室

武田昌之(北海道東海大学)「私的平和学事始め」

酪農学園大学地方自治研究室ゼミ生「4つの風：沖縄県名護市・読谷村の自治の営みから」

(太田一男)

関西地区

メーリングリストへの参加のお願い

関西地区研究会の活動の活性化のため、関西地区在住会員のメーリングリストを作成したいと思います。できるだけ多くの会員の方にメーリングリストに参加していただくと効果的ではないかと思われまます。関西在住会員でメーリングリストへの参加を希望される方は、氏名・所属・専門分野・連絡先を明記の上、10月末日までに、psaj_kansai_temporary@yahoo.co.jp(担当：佐藤史郎【立命館大学大学院】)までお知らせください。研究会については、メーリングリストが完成するまでは、学会HPをご参照ください。

関西地区研究会は、さしあたり、これから1年の間に

4回(2006年10月、12月、2007年5月、7月)開催したいと考えております。研究会は、とりわけ大学院博士後期課程院生、助手、講師などの若手研究者の研究発表の場、切磋琢磨の場、そしてインターカレッジの研究交流の場という性格のものにしたいと考えています。研究会のスタイルは、2名の報告者による報告を聴いて、参加者全員で討論するというイメージです。なお、2006年10月および12月の研究会の予定は、以下のとおりです。報告ご希望の方は、nr230146@ir.ritsumei.ac.jp(担当：佐藤)までご連絡ください。

2006年10月27日(金) 17:00～20:00

会場：キャンパスプラザ京都（「京都駅」前にあります）
第4演習室（5階）アクセスは、
<http://www.consortium.or.jp/campusplaza/guidance.html>

2006年12月1日（金）17:00～20:00

中部地区

中部地区では、新潟国際情報大学の共催、新潟日报社、NT21ほかの協力予定で、下記のとおり地区研究集会を行います。

東アジアの〈共生〉に向けて——ローカル・アプローチ
日時：2006年10月8日（日）・9日（月）10:00～17:00
場所：新潟国際情報大学 中央キャンパス

951-8068 新潟市上大川前通7番町1169番地
TEL025-227-7111 FAX025-227-7117

（JR新潟駅万代口より市内バス5分、本町下車徒歩1分）

趣旨：国際都市・新潟を拠点にローカルな視点から、東アジアの平和の実践的条件を探る。

プログラム

8日10:00～12:30

部会Ⅰ ローカル・コミュニティにおける共生

司会：多賀秀敏（早稲田大学）

報告：高野秀男（新潟県平和センター）「新潟水俣病・朝鮮学校をめぐる諸問題」（仮）

報告：佐竹眞明（名古屋学院大学）「定住外国人との共生」（仮）

報告：山崎公士（新潟大学）「国際人権法から見た共生」（仮）

会場：立命館大阪オフィス（立命館アカデミア@大阪、「淀屋橋駅」前にあります）3A教室（3階）
http://www.ritsumei.ac.jp/mng/gl/koho/annai/profile/access/osaka_office_1.html

（佐藤史郎）

討論：越智敏夫（新潟国際情報大学）

8日13:30～16:30

部会Ⅱ 東アジア安全保障共同体に向けて：エネルギー問題の視点から

司会：佐藤幸男（富山大学）

報告：本村真澄（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構）「ロシア・極東・中国におけるエネルギー問題の展開」（仮）

報告：吉澤文寿（新潟国際情報大学）「朝鮮半島のエネルギー問題と外交」（仮）

討論：高原明生（東京大学）

9日11:00～14:00（途中昼食をとりつつ）

部会Ⅲ ラウンドテーブル「東アジアの共生のために：研究者ネットワークの可能性」

司会：佐々木寛（新潟国際情報大学）

パネラー：櫛谷圭司（新潟大学・環日本海研究者ネットワーク）

パネラー：若月章（新潟県立女子短期大学・環日本海学会）

パネラー：小林元裕（新潟国際情報大学）

パネラー：五十嵐暁郎（立教大学・平和コミュニティ研究機構）

（佐々木寛）

九州・沖縄地区

第18回九州・沖縄地区平和研究集会のご案内

昨年秋から今年春にかけて、在日米軍再編と憲法・教育基本法改定問題が急速にクローズアップされてきました。また、朝鮮半島危機が再び浮上する中で、退陣直前の小泉首相は8月15日に靖国神社参拝を強行し、中国・韓国との関係も最悪と言っている状態が続いています。イランや北朝鮮への攻撃も取りざたされています。さらに、イランへの核拡散やイスラエルによるレバノン攻撃などで中東情勢も深刻度を増しています。

こうした中で、九州・沖縄平和学会は、今回は鹿児島を開催地として、下記のような形で開催することになりました。平和学会会員だけでなく、九州・沖縄各県および地元各方面の平和団体、市民団体の方々の積極的なご参加を期待し、ご案内申し上げます。

日時：2006年10月28日（土）・29日（日）

会場：鹿児島市中央公民館地下会議室B（鹿児島市山下町5-9 099-224-4528）

主催：日本平和学会九州沖縄地区研究集会実行委員会／九州・沖縄平和学会

協賛：九州平和教育研究協議会、長崎平和文化研究所、長崎平和研究所

参加費（資料代）：500円

【プログラム】

統一テーマ「平和と民主主義の危機を問う：米軍再編問題および憲法改定問題を中心に」

28日（土）13:30～18:00

司会：石川捷治

報告：新井信之（長崎外国語大学）「憲法改正論の問題点：教育基本法改正を視野に入れて」

報告：石原昌家（琉球大学）「米軍再編と沖縄の基地問題をめぐって」

報告：荒川譲（鹿児島大学名誉教授）「米軍再編と鹿屋基地への訓練機移転問題」

討論：船越耿一

29日（日）9:15～12:45

司会：木村 朗（鹿児島大学）

報告：直野章子（九州大学）「被爆者運動と原爆症認定訴訟」

報告：畑山敏夫（佐賀大学）「不安の時代の新しいナショナリズムの危険性」

報告：横田雄一（沖縄国際大学大学院）「沖縄のハンセン病問題」

討論：芝野由和（長崎総合科学大学）

（石川捷治・木村朗）

総会議事要録

第17期第1回総会

日時：2006年6月10日（土） 14：00～14：40

場所：明治学院大学 1101教室

理事会議事要録

第17期第2回理事会

日時：2006年6月9日（金） 18：00～21：00

場所：明治学院大学本館9階92号室

【おことわり】前号ニューズレターで掲載できなかった理事会議事要録を以下に掲載します(ニューズレター委員会)

第16期第7回理事会

日時：2005年11月11日（金） 19：00～21：00

場所：長崎大学教育学部1階 大会議室

日本平和学会平和賞および平和研究奨励賞審査報告

第1回日本平和学会平和賞および第1回日本平和学会平和研究奨励賞について、その募集要領にそって推薦を受け付け、選考審査をへて、次にしめす平和賞候補者1名、平和研究奨励賞候補者2名を決定し、1月12日の理事会にて口頭報告しました。ここに改めて、推薦理由書を添え、書面による報告をいたします。

第1回日本平和学会平和賞候補者 新崎盛暉会員

第1回日本平和学会平和研究奨励賞候補者 川崎哲会員
佐伯奈津子会員

<審査過程>

第1回日本平和学会平和賞および第1回日本平和学会平和研究奨励賞の選考委員会第1回会合は2005年11月12日(土)正午から長崎大学文教キャンパス内にて、

また同委員会第2回会合は2006年1月28日(土)午後1時から早稲田奉仕園キリスト教会館にて開かれ、選考手続きを決定した後、寄せられた推薦にもとづいて審査を実施し、出席委員全員の一致により上記の結果をた。その後この審査結果を、同日引き続いて開催された日本平和学会第17期第2回理事会で報告した。

<選考委員会委員>

ロニー・アレキサンダー、遠藤誠治、太田一男、岡本三夫、北沢洋子、木村朗、児玉克也、鈴木佑司、藤原修、村井吉敬、横山正樹

<推薦の理由>

別紙推薦理由書(学会ホームページ)を参照。

(文責：審査委員会事務担当・横山正樹)

日本における平和学の展開

現在、日本には平和学ないし平和研究というタイトルを含む大学の講座(講義・ゼミ)は50を超えており、16の平和研究所(独立機関ないし大学の付属機関)がある。また、平和学ないし平和研究というタイトルを冠した日本語の書籍は60冊に近く、その過半数は06年春現在も入手可能である(注1)。平和学をカリキュラムの目玉にしている大学もある。また、他の標題でもよさそうな著書にわざわざ「平和学」という標題を付している本もある。平和学は明らかに「売り」なのである。日本平和学会が創設された33年前、平和学という名称の講座は皆無であり、そのような標題を付した書籍もなかったのだから、この変化は刮目に値する。

ところで、平和学と同じ頃に誕生した新領域には女性学と未来学があった。世はベトナム戦争、大学闘争、高度成長の時代であり、新生中国では「造反有理」のシロ

広島修道大学名誉教授 岡本三夫
一ガンが叫ばれ、日本では「海図なき」前途が模索されていた。あれから30数年、女性学は男性優位社会への異議申し立てとして発展し、平和学は戦争と構造的暴力の解消に立ち向かう平和研究、平和教育、平和活動を統合した営為として伸張したが、未来学は影の薄い存在になってしまった。

平和学にとって幸運だったことは、ノルウェーのヨハン・ガルトゥングという気鋭の平和研究者の造語である「構造的暴力」という概念によって、伝統的な「戦争と平和」という平和問題の枠組から解放され、戦争のみでなく、貧困、経済格差、人種差別ほかのマイノリティ問題、有限な資源、生活スタイル、エネルギーの多元化等々を視野に入れた平和学の沃野が開拓されたことだった。

もちろん、以上のような平和学の展開は一部の研究者の功績や努力を超えた広範な支持のもとに進行したも

のであり、それはまず北米、北欧、西ヨーロッパ諸国で見られたものだが、ここでは、紙数の都合上、叙述の対象を日本における平和学の展開に限定し、海外のそれについては必要に応じて簡単に触れるにとどめたい。日本における平和学の展開の舞台となったのは日本平和学会だったので、その誕生の経緯から始めることにしたい。

日本平和学会ができるまで

日本の平和学が平和研究という名称のもとに始まったのは60年代初期のことだった。その背景には、欧米における平和研究 (Peace Research)、平和科学 (Peace Science)、平和学 (Peace Studies) の顕著な展開があり、日本にはそうした新分野を受容するのにふさわしい特別な事情があった。すなわち、敗戦という民族的体験、ヒロシマ・ナガサキという人類史的原爆体験の知的・心情的継承、平和憲法によって培われた平和主義がそれである。

さらに、日本平和学会の誕生にいたる過程には、そうした欧米における社会学者を主流とする流れと共に、自然科学者を主流とするパグウォッシュ会議の流れがあり、学会設立に直接関わった日本の学者・研究者も多種多様であり、様々な流れがあった。あえて単純化して言うならば、その中心にいたのが日本平和研究懇談会 (JPRG)、

(国際) 平和科学協会 (PSS (I)) および日本学術会議平和問題研究連絡委員会 (平和研連) という3つのグループに所属する研究者集団だった。

JPRGができたのは66年2月だが、その前身は俗称「東京平和研究グループ」(正式名称は「平和と軍縮の研究グループ」という集団で、すでに64年に発足していた。このグループができたのは、米フレンド奉仕団 (クウェーカー派) のN. ウィルソン師と、63~64年の1年間、国際基督教大学に来ていたボールディング夫妻 (ケネス/エリーズ) のイニシアティブが大きかった。経済学者のケネスは59年に発足したミシガン大学紛争解決研究センター (CRCR) 創設者の一人、エリーズ (後年、コロラド大学教授) は女性国際平和自由連盟 (WILPF) が発行する『国際平和研究ニューズレター』の編集者であり、共に良心的兵役拒否で有名なクウェーカー教徒だった。後年、この『ニューズレター』は国際平和研究学会 (IPRA) の機関誌となった

「東京平和研究グループ」は事務連絡を東京のフレンド奉仕団気付 (後に港区六本木の国際文化会館気付) とし、同会館ではほぼ隔月間隔の平和研究会を開催していた。時あたかもIPRA創立の気運が国際的に高まっており、ボールディング夫妻はその中心にいたため、65年7月にオランダで開催されたIPRA創立総会に日本からも川田侃、東大教授と田中靖政学習院大教授を代表派遣するなど、日本の平和研究は新たな段階に入った。川田はIPRAで初代理事の一人に選ばれ、日本におけるIPRAの窓口的な役割を果たすことになった。

JPRGの初代会長は川田侃、会員数は30人前後で、事務所は東大経済学部内の川田研究室におかれ、WILPF日本支部の浮田久子が秘書役を務めた。会員には石田雄、石本泰雄、磯野富士子、坂本義和、隅谷三喜男、田中靖政、鶴見良行、西川潤、細谷千博、松本重治、宮崎勇、宮田光雄、武者小路公秀、宗方巖、山本満、蟻山道夫、綿貫

譲治などがいた。IPRAとの連絡役も兼ねて語学に堪能な武者小路が副会長を務め、72年当時は石田が会長、事務所は石田研究室に移っていた。JPRGも毎月国際文化会館か学士会館で研究会を開催し、66年には『平和研究論集 I』を、67年にそのIIを刊行したが、67年以降は英文年報の *Peace Research in Japan* のみを10年前後刊行している。

他方、PSS (I) 所属の研究者たちは米ペンシルベニア大学平和科学部のウォルター・アイサード教授の下で博士号を取得してきた若手研究者集団で、JPRGよりは小規模だったが、山下彰一アジア経済研究所員が博士号を取得して帰国するとにわかには活気づいた。それは山下がPSS (I) の日本支部を立ち上げるという任務を帯びて帰国したからだった。アイサードは数量的経済学者で平和研究は「平和科学」でなければならないと主張した。アイサード来日のインパクトもあって、山下は72年9月12日、国際文化会館でPSS (I) 日本支部設立準備会を開催することに成功し、1年後の73年9月にPSS (I) 日本支部ないし平和学会を発足させることが参加者の間で合意された。

当時、PSS (I) にいたのは山下以外にも、大内穂、嘉治元郎、川嶋辰彦、香西茂、坂下昇、白鳥令、鈴木光男、花井等、三宅一郎、安田八十五、山川雄巳、山田浩之などで、関と武者小路はJPRGの会員であると同時にPSS (I) の国際会員でもあった。JPRGの主流がリベラル派の政治学・国際関係論の研究者によって占められていたのに対し、PSS (I) の主流は米国流計量経済学の研究者であるのが対照的だった。

第三のグループは日本学術会議平和研連に所属する学界の重鎮たちだった。「学者の国会」と言われた日本学術会議は、1949年の創設以来、学問研究と科学の発展が敗戦によって荒廃した日本の再建には不可欠であるという認識の下に、その基礎である世界平和と安定した国際秩序の重要性に着目し、平和推進のプロモーター的存在として活動することを自負していた。それゆえ、日本学術会議第407回運営審議会 (72年6月) で平和研連の設置が承認され、新たに発足したことは、平和問題への学問的取り組みの必要性を告げる意義深い出来事だった。

72年7月8日に開催された日本学術会議・平和研連の第1回会合では初代平和研連委員長に左派碩学の岡倉古志郎、幹事に関寛治、斎藤孝が選任され、学術会議内部規定の人事で学界右派とされる田中直吉国際政治学会理事長も委員に入った。その他の委員は上野裕久、江口朴郎、川田侃、小林直樹、高橋幸八郎、福島要一、宮崎繁樹、武者小路公秀の面々であり、当時の日本学術会議全体がそうだったように、平和研連も左派色が強かった。

同日、川田が「平和研究の目的・方法・対象」、武者小路が「最近の平和研究の動向」という報告をし、同年11月号の『中央公論』では「平和科学をいかに進めるか」というシンポあり、豊田利幸名大教授の「パグウォッシュ会議と科学者」、武者小路の「マクロとミクロの平和研究」という報告に基づいて、川田、関、蟻山との間で討論が交わされるなど、平和研究への関心が高まっていた。

この時期はまた、国連大学の日本誘致が積極的に推進されたという経緯もあり、日本側の国連大学誘致関係者

が伝統的な安全保障研究の枠組とイデオロギーに束縛されていたのに対し、斬新なテーマである「開発・環境・平和」という平和研究がらみの主要研究領域を国連側が提示してきたことで虚をつかれ、外務省からマスコミまでが平和研究・平和科学にかなりの関心を示し始めていた。

日本平和学会の成立

上述したような背景と土壌の上に日本平和学会は呱呱の声をあげることになった。PSS (I) 日本支部設立という積極的な動きが他のグループに対する少なからざる刺激となり、外国の学会の日本支部か日本独自の学会かというような白熱した議論もあったが、そうした議論も十分に踏まえた上での船出だった。PSS (I) は (国際) 平和科学協会といいながら、「国際」は英語標記でも括弧に入っており、ジュネーブなどで会議を開いたことはあるものの、基本的には米国の学会だったことも日本独自の学会という選択に一定の影響を与えたものと推定される。

日本平和学会創立総会は73年9月10日と11日に国際文化会館において開催され、初日の10日は日本語で、2日目の11日は英語で進められた。総会には上述したアイサード教授が、カナダからはトロント大学教授のアナトル・ラボポーターが基調講演者として招待された。国内の主な参加者には田中直吉東海大教授や岡倉中央大学教授がおり、参加者の合計は98人で、学生や主婦の参加も見られた。

初代会長には関東大教授、副会長には山田浩之京大助教授と白鳥令独協大助教授が理事の互選によって選ばれ、事務局は東大東洋文化研究所の関研究室におかれた。理事は次の人たちだった。尾上久雄京大経済研究所教授 (地域経済)、嘉治元郎東大教授 (経済学)、川田侃上智大教授 (国際関係)、白鳥令独協大助教授 (政治学)、西川潤早大助教授 (経済学)、三宅一郎京大人文研講師 (政治学)、武者小路智大教授 (国際政治)、山川雄巳関西大助教授 (政治学)、山下アジア経済研究所研究員 (地域経済)。後年、広島大学教授となる山下は、事実上の事務局長として学会初期の事務を精力的にこなした。

設立総会と関連して、ラボポーター、アイサード、タイのキエン・テラビット、マレーシアのゴー・チェンテック、関の5人による「アジアにおける平和の条件」という題の座談会が朝日新聞社で行われ、9月13日朝刊に掲載された。これらの外国人平和研究者以外にも、カナダ・ウォータールー大のナイジェル・ハワード教授や米ハワイ大のジョージ・ケント教授が招待され、滞日中の米ワシントン大マーク・セルデン助教授、フ・チェン・ロ (韓国・羅福全) 国連地域開発センター国際比較研究主任の参加もあり、費用は朝日新聞、国際交流基金、PSS (I) が担った。

初期の日本平和学会はIPRA系の研究者とPSS (I) 系の研究者の相互協力のもとで運営されたという面があるが、初期の会長には、初代が関東大教授、第2代が川田上智大教授、第3代が西川早大教授とIPRA系の研究者が続いた。そのためもあって、2人の副会長の中の一人と事務担当者にはPSS (I) 系の研究者をすえるなど、日本平

和学会設立に力のあった2つのグループに対する配慮がなされた。

当初の日本平和学会を支えていたのはIPRA系の研究者グループとPSS (I) 系の研究者グループだったが、両者とも基本的には首都圏中心の閉鎖的研究集団であり、全国的組織として出発した日本平和学会に発展的に糾合される結果となった。すなわち、PSS (I) は日本平和学会成立後もニューズレターを発行し、定期的に研究会などを開催していたが、いつか開店休業になってしまった。他方、JPRGも日本平和学会設立後、坂本が中心になって研究会の開催や英文誌 *Peace Research in Japan* の刊行などの学会活動を続けたが、高柳先男中央大教授が代表をしてい86年頃には学会活動を停止し、IPRAとの関係も暗黙のうちに日本平和学会に委譲された。

わずか72人の会員で発足した日本平和学会はほどなく数百人規模に急成長し、80年代以後は、関の弟子すじの高柳先男や坂本直系・傍系の弟子たちである高橋進、鈴木佑司、大西仁、最上敏樹、藤原帰一、高原孝生、遠藤誠治など、いわば平和学・平和研究の第2世代が日本平和学会会長・副会長などの要職に就いて活躍するようになった。しかし、会員数900人を超える大所帯になった現在の日本平和学会にはもはやJPRGやPSSIの痕跡はなく、その誕生の経緯と揺籃期を見守った研究者群像について知る会員もほとんどいなくなった。

20世紀は戦争の世紀と言われたが、21世紀初頭もまた戦争とテロに彩られ、貧富の差は拡大する一方である。

「戦争の諸原因と平和の諸条件」を究明し、その成果を教育し、かつ実践する平和学の責任は重い。「平和という言葉は単純に聞こえるだろうが、平和は私たちのすべてあらゆる資質、力量、夢、高尚な理念一を要求する」(Y・ハイフェッツ)。超一流バイオリニストの言葉だけに真実味がある。芸術家を超越する努力の集中が平和学徒には求められている。

(注1)

「平和学」を開設している大学 (43)

愛知大学、愛知教育大学、大阪経済法科大学、大阪産業大学、沖縄国際大学、香川大学、鹿児島大学、関西学院大学、恵泉女学院大学、敬和学園大学、四国学院大学、十文字大学、上智大学、聖学院大学、成蹊大学、専修大学、創価大学、中央大学、東京基督教大学、東京経済大学、東京女子大学、東京大学教養部、獨協大学、長崎大学、新潟国際情報大学、広島大学、広島経済大学、広島修道大学、広島女子大学、文教大学、法政大学、明治学院大学、酪農学園大学、琉球大学、龍谷大学、立教大学、立命館大学、立命館アジア太平洋大学、ルーテル学院大学、早稲田大学

「平和研究」を開設している大学 (9)

恵泉女学院大学、九州大学、久留米大学、国際基督教大学、上智大学、大東文化大学、広島修道大学、横浜市立大学、立教大学。

*「核と人類」などのいわゆる平和学「関連講座」は含まれていない。

平和研究所 (16)

沖縄国際平和研究所、恵泉女学院大学平和文化研究所、国際基督教大学平和研究所、創価大学平和問題研究所、東海大学平和戦略国際研究所、戸田記念国際平和研究所、

長崎平和研究所、長崎総合科学大学平和文化研究所、広島市立大学広島平和研究所、広島大学平和科学研究センター、明治学院大学平和研究所、明治大学軍縮平和研究所、立教大学平和・コミュニティ研究機構、立命館大学ピースミュージアム、早稲田大学平和学研究所、岡本非暴力平和研究所。

参考文献

川田侃著『国際学Ⅲ 平和研究』（特に第四章）、東京書籍、1996年。

鈴木沙雄筆「平和問題ノート」第8号（社内用誌）朝日新聞平和問題調査室、1973年。

鈴木沙雄筆「平和問題ノート」第16号（社内用誌）朝日新聞平和問題調査室、1973年。

日本学術会議平和問題研究連絡委員会国外調査資料『IPRA活動要覧』、1977年。

「〈座談会〉『東京平和研究グループ』（1964～65年）について」、日本平和学会年報『平和研究』第3号、1978年。

※本稿は2006年1月28日の日本平和学会理事会の岡本会員報告に報告者自身が加筆したものであり、日本平和学会理事会記録として掲載するものである。なお、本稿は『軍縮 地球市民』No.4 所収の論文とほとんど同一である。

被爆者に政治的発言の自粛を求めた問題の検証

長崎大学 舟越耿一

事案の概要

長崎市の外郭団体長崎平和推進協会は、2006年1月20日、2005年度継承部会臨時総会を開き、イラクへの自衛隊派遣や憲法改正など「国民の間で意見が分かれている政治的問題」について、被爆体験講話の中で言及しないよう要請した。その際、「より良い『被爆体験講話』を行うために」と題する1枚の文書が配布された。この中に、「国民の間で意見が分かれている以下のような政治的問題についての発言は慎んでいただきたい。」として、天皇の戦争責任など8項目が記載されていた。

これに被爆者や市民が反発して「被爆体験の継承を考える市民の会」を結成し、集会を開いたり、公開質問、申し入れなどを行ったりした。長崎平和推進協会は7月20日、理事会を開き、本文書の撤回を決定した。また市民の会と応接した市職員である事務局長は3月末の人事異動で退職、事務局次長は支所へ転勤となった。文書撤回にあたって、協会の多以良光善事務局長は「聞き手に誤解されないよう、不偏不党であってほしいと親切な気持ちで要請した。こんな大問題に発展するという認識がなかった」（共同通信）と話した。

問題になった文書は、「より良い『被爆体験講話』を行うために」と題するA4版のペーパーであり、内容は、1「被爆体験講話」実施の趣旨、2よく理解してもらうための注意と工夫、3講話にあたって注意すべき事項、から成っていた。問題は3で、以下に内容を再現する。

3 講話にあたって注意すべき事項

被爆体験講話は上記の趣旨に基づいて実施しており、講話を行うにあたっては、その趣旨に従い、誤解を招くことのないよう、以下の具体例については特に注意していただきたい。

- ① 自らの被爆体験を語る。
 - ・ 個人の主義主張をする場ではない～中立を
- ② 被爆体験以外の事柄について発言することは極めて慎重を要する。

・ 平和に関する事柄は広いが、被爆体験以外は専門家ではなく評論家でもない。

③ 国民の間で意見が分かれている以下のような政治的問題についての発言は慎んでいただきたい。

- ・ 先の戦争に係る天皇の戦争責任
- ・ 憲法（9条等）の改正
- ・ イラクへの自衛隊派遣
- ・ 有事法制
- ・ 原子力発電
- ・ 歴史教育、靖国神社
- ・ 環境、人権など他領域の問題
- ・ 一般に不確定な内容の発言（例：劣化ウラン弾問題～科学的に根拠が立証されていない）

※質問への回答例：「国民全体で考えることなので、国会などで議論して欲しい。皆さんも学校や家庭でみんなと一緒に考えてみて下さい。」

④ その他

協会から派遣されていることを自覚し、以下のことは特に要注意。

- ※ 他団体の名刺を出したり団体名を名のらない。
- ※ 謝礼（交通費は含まれている）以外の金銭的要求はしない。

長崎平和推進協会の主張

市民の会とのやりとりや報道などを通じて、私は長崎平和推進協会側の主張を以下のようなものとして把握した。

- (ア) 「被爆体験を基に核兵器廃絶と世界の恒久平和を求め、市民の平和意識を高めるのが協会設立の理念」
- (イ) 「協会は市の補助金で運営されている公益法人で、国論を二分する問題には中立の立場。」
- (ウ) 「部会員は協会を通じて派遣されており、趣旨を理解して欲しい。」
- (エ) 原爆講話に際して、協会として、理念に従って、誤解を招かないために、基本的なあり方を含めて、「よ

りよい講話をするために」X副理事長から「具体的なものを提示したい」ということで講話の留意点などを含めて発案、企画した。

(オ) 20日付文書は主として課長補佐以上の6名の協会事務局がX副理事長と連絡をとって作成した。運営会議のメンバーや一部の被爆者も賛成している。

(カ) 文書の8項目はアンケートなどを基に事務局が選んで作成した。X副理事長も知っていた。アンケート(意見・要望)は、2005年4月1日から12月31日までの被爆体験講話実施校1068校から寄せられた131件の回答(回答率12.27%)のこと。公表はできないが、「学校から苦情が来ている」。

(キ) 「今回の問題について、協会会員の納得、了解は問題ではない。理解してもらえればいととらえている。了解しない会員には事務局として指導し、理解してもらうよう努めたい。」

(ク) 「今回の協会の要請は、『被爆講話の中での発言が、即、協会の意見だという誤解を招かなければいい。』『自分の意見として述べるのは規制していない』という意味での要請であると理解して欲しい。」

(ケ) 「発言の規制ではない。協会の設立趣旨を理解して欲しいという要請である。」「文書の文言が強いというは確か」「配慮をお願いしただけ。政治的問題について質問が出たら、自分の考えを語っていいと思う。」

(コ) 「修学旅行に長崎に来る学校は長崎平和推進協会が公益法人であり、不偏不党、中立的な立場であることを信頼して、毎年、生徒たちを長崎に送り出している。従って、皆様が平和推進協会の継承部会の一員として協会の看板を背負って体験講話をされる場合も、政治的に特定の考えを述べることは差し控えていただくようお願いする。そうでないと、違う考えの人はソッポをむくし、組織はガタガタになり、皆さんのせつかくの体験講話も聞いてもらえなくなる。」

(サ) 「今回、協会として継承部会の皆様になぜ政治的、思想的、宗教的な問題についてお願いをしたかというのは、これまで一部とはいえ、体験講話はわずか5分か10分、後は長々と一方に偏した政治的な話が続き、こうちうくつあの学校から苦情を受けたため、事務局が注意を促したが聞き入れてもらえなかったという事実があり、中には長崎への修学旅行を取りやめた学校もあったからです。」

(シ) 「独りよがりて話したらソッポを向かれる、被爆者の体験が軽んじられる。」

(ス) 「体験に独りよがりな政治的話を絡ませることでよって反発を招き、長崎に修学旅行に来る学校がどんどん減ってきたらいけないという想いがなぜ理解していただけないのでしょうか。」

「政治的発言の自肅要請」問題とは何だったのか

以上、できる限り事案の全容を正確に伝えたいと考えて、事実関係を明らかにしてきた。ところがいま、長崎平和推進協会による「政治的発言の自肅要請」問題とは一体何だったのかという思いが去来している。「発言自肅要請文書」の撤回まで事案の近くにおいて、一段落に安堵したのだが、他方でいま「一体あれは何だったのか」という思いもあって、この問題について積極的に何かを

主張したいという意欲がなかなか湧いてこないのである。

06年1月20日の継承部会臨時総会で配布された発言自肅要請文書は、一見しただけで自由な「語り」を抑圧しようとしていることが理解できる。何らの限定もなしに一般的に、重要な政治的問題についての発言は慎めと言うのだから、被爆体験講話に対する介入・言論弾圧だと理解されても仕方がない。証言活動をしている被爆者の方々も、始めから、「これでは自由な証言活動ができない」、要請文書の「撤回」以外の選択肢はない、と決意は明確だった。

ところが協会事務局はどの時点からか「公益法人である長崎平和推進協会がこれらの問題について誤解を受けないようにという配慮であって、証言者が個人的見解であると断って語ることで規制しようという意図はない」といった趣旨の弁明を始めた。もしそれが本当だとすれば、私には、発言自肅要請の意図と作成された文書との間に明らかな齟齬が生じていること、そしてそれはきわめて初歩的なミスである可能性があること、そうだとすれば、それを生み出した事務局体制のありかたが問題、という相当レベルの低い問題が存外事件の核心ではないかという感じがしてきた。もちろんこれまでの協会事務局の疑問の多い諸行為を考慮すれば決して単なる稚拙なミスではありえないともいえるのだが、私は二つの問題性格のうちいずれが核心かを考えていた。これまでの協会事務局の問題行為としては、たとえば「継承部会つうしん」に対する「検閲」に近い行為、04年長崎大学での「全国平和教育シンポジウム」への名義後援の拒否、中学生の「平和シンポジウム」で「靖国は話題にするな」と介入したこと、元教師を理由に協会への入会を認めなかったことなどが念頭にある。同時に直接のやりとりや報道などを通じて、協会事務局の継承部会員に対するパターナリズムの態度も鼻についてきた。

しかし、事案の総括をしななければならない段階になると、やはり全国的に関心と呼んだ社会的事件として時代の先触れなりを明確に読み取っておくべきではないかと考えた。これまでの論議の中で、すでに様々な問題性や課題が指摘されているが、私は「思想の自由・表現の自由」市場に対する支配介入という角度から本事案の時代的性格を考えてみたい。

協会側主張の検証

前述の(コ)に「協会の看板を背負って」という表現があったが、継承部会員の「被爆体験講話」を「協会の看板を背負った」講話などと言うのは為にする言い方だと考える。というのは、協会から派遣された継承部会員は協会の代表ではないし、また個人としての思想の自由や表現の自由を制限されるほどに公益法人の論理に拘束されるとは考えられないからである。法人としての意見表明と自然人としての継承部会員の意見表明はまったく別のものである。協会による派遣だからという理由で継承部会員の意見表明を内容的に制限・拘束できるとすれば、協会はまるで綱領や教義によって構成員を縛り、違反すれば除名もできる政治的、宗教的な結社のような存在になってしまう。

長崎平和推進協会の設立の理念は「被爆体験を基に核

兵器廃絶と世界の恒久平和を求め、市民の平和意識を高める」ということにあるといえようが、「核兵器廃絶と世界の恒久平和」というまだ誰も登ったことのない山の頂上への登り口はいくつもあって、どのルートがベストなのか誰にもわからない。とすればいろいろな登り口や登り方を試みることに価値があることになるから、いろいろな試みを保障することすなわち思想の自由と表現の自由を全面的に保障することが平和推進協会の存立と目標達成に不可欠の枠組みであるということになる。

このような考え方に立てば、言われるところの「国民の間で意見が分かれている政治的問題」すなわち「天皇の戦争責任、憲法（9条等）の改正、イラクへの自衛隊派遣、有事法制、原子力発電、歴史教育・靖国神社、環境・人権などの問題、劣化ウラン弾問題」などは、まさに「核兵器廃絶と世界の恒久平和」実現にとって思考と判断が避けられない最重要問題であるから、思想及び良心の自由、表現の自由のもとに積極的に多様な意見表明や議論が行われなければならないことになる。そこでは継承部会員の「講話」という形での意見表明は、何らかの結論や正しい意見の提示ではなくて一人の被爆体験者の、きわめて貴重ではあるが、個人的な意見表明以上のものではないと言わなければならない。

他方、「不偏不党の立場で被爆体験そのものを語ってほしい」「政治的に特定の考えを述べることはさし控えてほしい」「中立の立場を守ってほしい」などという要請は、いわば権力的な高みから講話に枠をはめ、話したいことを話させないやり方であると言わなければならない。

そもそも「被爆体験を語る」とはどういうことであるのか、これは独立して議論されなければならないテーマであるが、ここでは簡単に、8月6日、9日の体験のみならず、その体験のゆえにその後いかなる生き方をしてきたか、その体験と生き方に照らして今何を考えているのか、また何を伝えたいと考えているのか、といったことを語ることを求められている証言活動、程度の理解で議論を進めることにするが、このように理解される被爆体験の言・語りはきわめて主体的で全人格的な試みであると書わなければならない。しかも体験と生き方は千差万別であるから、どれも個性的なものたらざるをえないことは言うまでもない。

そうであれば、このような語りの世界で、「特定の考えを述べない」「不偏不党」「中立」を求めることは、そもそも「被爆体験講話」がいかなる性格のものであるかをまったくわかっていない筋違いの要請であり、本来「思想の自由」「表現の自由」の世界で語り手の全責任で語られるべきことに外から・上から介入して一定の枠をはめてしまおうとするやり方であると言わなければならない。「枠をはめる」とは「被爆体験講話」を思想の自由・表現の自由市場の営みのものとは認めないということである。

本事案の時代的性格と「思想の自由・表現の自由」市場論の意義

前述のような発言・要請はやはり一定の時代的背景があって登場しているといえる。簡単に言えば、一般論＝総論の時代が終わって各論の時代に入っているという

ことが指摘できる。つまり、「戦後の自明性」とでもいうような大方の国民に共通の時代認識や価値観、目標といったものが崩壊させられるという「時代の転換」が進行中であって、そこでは一般論を語っても何ら時代と組み合っていることにならない。そこで各論に踏み込まざるをえないことになるが、各論に踏み込むと政治的な対立相克の真っ只中にたたき込まれて、いずれかの立場・方向性を選択しない限り議論の土俵に上がることもできないという、そんな政治・社会状況が背景にあっての問題といえると思う。

この時代状況を私は「戦後が終わって新たな戦前が始まろうとしている」そのせめぎあいととらえているが、この時代転換はまだ終わったわけではなくて今その真っ最中である。であるがゆえに、簡単に妥協のできない決定的な対立と選択が各人に迫られるという厳しい状況がある。推進協会がいみじくも「国民の間で意見が分かれている政治的問題」と言った、あの問題群は、私たちが「核兵器廃絶と世界の恒久平和」実現に取り組もうとするとき避けて通れない決定的なテーマであって、しかも賛成か反対かの態度決定が余儀なくされて、中立を決めこむ余地はない。そうなったとき、特定の政治的立場に立ってはならない（と建前上思いこんでいる）「公益」を目的とする法人は苦境に陥るといって構図が考えられる。だからこの文脈では「推進協会の意見と誤解されないように」「発言は慎め」という要請が登場することになる。

「不偏不党」「中立」の要請はこの言葉の意味とはまったく異なる文脈で出てくる。2004年8月、長崎大学で全国平和教育シンポジウムを開催するにあたり、シンポ実行委員会は平和推進協会の名義後援を求めたが、協会はこれを拒否した。拒否の理由は、イラク戦争反対、有事法制反対、戦争ができる国といった言葉があるということだった。その時のやりとりの中で、協会事務局は「イラクへの自衛隊の派遣は国会で承認されたことである」と言った。私個人はそのとき、長崎平和推進協会は、政府や多数派に反対する立場の活動は後援しないと明言したと理解した。だから政府に批判的な立場や少数派の立場は不偏不党や中立ではないというのが協会事務局の当時の立場であったと思う。「国会や政府が戦争をすると決定したとき、長崎平和推進協会はこれに反対しないのか」と問うたら、「仮定の質問には答えられない」と返ってきたので鮮明に覚えている。政府（や市政）に批判的な立場は「不偏不党」「中立」ではないとしてこれを排除する態度は外郭団体をつくって反核平和の活動をしようとするその趣旨に反するものであり、また、思想の自由市場、表現の自由市場を認めない立場であると言わなければならない。

「思想の自由・表現の自由」市場論と「小異を残して大同につく」論

最後に「思想の自由・表現の自由」市場論の意義を改めて確認しておきたい。「思想の自由・表現の自由」市場論の原理原則は「思想は思想をもって闘わせよ」「いかなる思想も表現する権利がある」が原点であって、一切の外部的立場からの事前の介入・規制を排除することを主張する立場であると言ってよい。その意義は、様々

な異なる意見の表明あるいは多数派と少数派の議論に意義を認め、それらの「対話」を通じて一定の結論もたらされることあるいは両派が入れ替わる可能性を尊重すること、それが問題の解明や社会の発展につながるという確信にある。したがってこの自由市場の存在とその十全な機能こそがデモクラシー成熟度のバロメーターであると言われることになる。

「小異を残して大同につく」という表現も同じ方法論であるといえる。それぞれが自己の考えをもち、それを率直に述べる機会を持つことが「小異を残して」であり、考えが異なるにもかかわらず、その異なるものが平和推進協会に集って共通の目標のために力を合わせるということが「大同につく」である。「思想の自由・表現の自由」市場論と「小異を残して大同につく」論は各人の思想の自由と表現の自由を最大限に保障するという同じ立場・方法論にたっているといえる。この二つの立場は意見の異なるものを包摂する考え方であるが、逆に推進協会の「政治的発言自粛要請」は異なる意見を封殺し、統制し、従わなければ排除するという考え方であるといえる。

「政治的発言の自粛要請」はまさに自由を基調とするふ

たつの運動論に真っ向から介入してきた外部的規制であり、被爆体験講話を統制しようとする企てであった。時代状況からすれば、あからさまな上からの規制や外からの規制が、またやんわりと自主規制を求める動きがこれからも頻発するだろうと思われる。長崎が再び核攻撃されることを想定した国民保護計画が長崎県によって策定され、いま長崎市などでその具体化が検討されている。また昨年8月には、戦前、戦艦武蔵をつくった立神船台で、36年ぶりに海上自衛隊最大最強のイージス護衛艦（ミサイル駆逐艦）が進水した。国会では共謀罪法案、教育基本法改悪案が審議され、憲法9条改悪案も公表された。「戦後」を壊し「新たな戦前」をいよいよ進めようとする政治が進行する。異なる世代の感受性や考え方は架橋しがたいほどの断絶を示している。こんな状況だからこそそれにふさわしい「より良き被爆体験講話」が求められているのだと言わなければならない。今回の事件は立ち止まってそのことを考えるいい機会であったかもしれない。平和と民主主義の実践として「被爆体験講話」に期待されている意義と役割はますます大きくなっていることを確認して稿を閉じさせていただく。

会員消息

新入会員（第17期第2回理事会承認）

淵ノ上秀樹、Michael Thomas Seigel、小田切督剛、川久保文紀、水野賢二、丸山茂樹、山脇直司、一政祐行、松竹伸幸、坂本晃一、Pathmasiri Jayasena、岡田和男、長有紀枝、黒住真、稲垣久和、小林正弥、一ノ瀬佳也、杉森長子、佐藤壮広、島菌進、奥迫元、藤岡登、真鶴俊喜、川口悠子、森本晶文、Khadga Bahadur K.C、高良鉄美、浅井基文、朝倉成樹、福武慎太郎、李吟京

退会者（第17期第2回理事会承認）

田坂興亜、槌田助、宇山あや子、川嶋辰彦、大海篤子、細谷正宏、猿橋勝子、嶺山道雄

日本平和学会平和基金決算報告

日本平和学会2005年度決算報告

日本平和学会2006年度予算

編集委員会からのお知らせ

『平和研究』第32号投稿論文募集のお知らせ

編集委員会では、学会機関雑誌『平和研究』第32号（2007年秋刊予定）への投稿論文を、会員の皆様から募集いたします。本号の特集テーマは「スピリチュアリティと平和」です。

9・11以後、戦争を起こす要因として、文明や宗教が取り上げられることが増えてきました。原理主義宗教は反「テロ」戦争を煽る役割を果たしています。また、日本国内でも靖国問題などでは「宗教と政治」という問題が改めて浮上しています。他方で、宗教は、非暴力平和運動のように、平和を促進する要因としても注目されます。また、日本では、9・11以後に開始された若年層の新しい平和運動において、エコロジーやスピリチュアリティへの関心の高さが指摘されています。国連の活動の中でも、例えば、宗教対立が主因である紛争の後の平和構築において、人々の心のケアと立ち直りを進めるために、あるいはエコロジーに関わる業務活動において、このような視点が必要とされる部分があります。

そこで、本特集では、9・11以後の展開を意識して、「スピリチュアリティと平和」という新しい主題を取り上げます。ここでは、スピリチュアリティ（霊性）という概念を、宗教も含めて精神性一般に関わる幅広い意味で用います。この主題に関する多様な論点を平和研究の取り組むべき新しい課題として総合的に取り上げていきたいと思えます。

なお、投稿論文は、かならずしも特集テーマに沿ったものでなくても構いません。ただし専門的な研究に基づく学術論文としての内容・体裁を持ったものに限り、随筆や体験記などは受け付けません。

投稿を希望される方には、事前に論文仮題と要約

（2000字以内）を提出していただきます。投稿論文は、この仮題・要約に沿ったものに限ります。いずれも住所・電話番号等の連絡先の付記をお願いいたします。提出された投稿論文は、複数のレフェリーの審査に基づいて採否、修正の要・不要が決定されます。

応募要領は以下の通りです。仮題・要約の送付先と論文の送付先が異なりますのでご注意ください。

仮題と要約

締め切り：2006年11月末日（厳守）

送付先：上村 雄彦

〒263-8502 千葉市稲毛区弥生町1-33

千葉大学大学院公共研究センター

TEL&FAX: 043-290-2339（職場）

E-mail: uemura@restaff.chiba-u.jp

投稿論文

締め切り：2007年3月末日（厳守）

枚数：400字詰め原稿用紙40枚以内（註を含む）

提出形式：投稿希望者に詳細な投稿要領を通知します。

提出された原稿等は、採否の如何に関わらず一切返却いたしません。

送付先：金鳳珍

〒802-8577 北九州市小倉南区北方4-2-1

北九州市立大学国際関係学科

TEL: 093-964-4071（職場）

E-mail: kimbongj@kitakyu-u.ac.jp

なお、不明の点につきましては、本号編集責任者の上村または金までお問い合わせください。

（上村 雄彦）

ホームページ委員会からのお知らせ

新ホームページの開設お知らせと登録のお願い

春季研究大会総会でもお知らせしましたとおり、このたび日本平和学会独自のドメインを取得し、新たなホームページを開設しました。

<http://www.psj.org>

国立情報学研究所が開発したNetCommonsを導入したのになっています。情報共有・議論することで、地区研究会、分科会の活性化、さらには学会全体の活性化を目指しています。

ホームページは大きく3つに分類されます。

【トップページ】会員・非会員に関わらず、どなたでもご覧いただけるページです。

【MyRoom（会員限定）】自分の登録情報、参加ルームをご覧いただけるほか、会員の検索をおこなうことができます。会員情報（所属機関、職名、専門分野）が会員間で共有されます。登録の際に入力いただくメールアドレス

レスは非公開にしてあります。

【GroupRoom（会員限定）】会員は全員「学会からのお知らせ」「コミュニティ」ルームに参加していただけます。それ以外に、登録の際にご連絡いただいた所属地区研究会、関心のある分科会のルームに登録させていただきます。

現在、平和学会の会員は950人ぐらいです。毎年、研究大会・集会の参加者が多くて延べ200人強です。ヴァーチャルな空間ではありますが、直接顔を合わせられない会員の方との情報共有やディスカッションの場として、また地区研究会や分科会の活動をメンバーに知らせていく場として、ぜひ新ホームページをご活用いただけると幸いです。お手数ですが、まずはご登録いただきたくお願いいたします。

（佐伯奈津子）

事務局からのお知らせ

1. お詫び

去る1月28日(土)の理事会で承認された新入会員の方々の承認が、事務局の不手際により、6月10日(土)の総会で至りませんでした。ここにお詫び申し上げます。次回11月の秋季研究集会の総会で承認をおはかりする予定です。宜しく願い申し上げます。

2. 連絡先不明の会員について

下記の連絡先不明の会員の連絡先をご存知の方がいらっしゃいましたら、ご本人か事務局(PSAJ@keisen.ac.jp、Fax 042-376-8247)にご連絡くださるようご協力お願いいたします。また、連絡先・所属変更後は速やかに事務局までご連絡ください

(連絡先不明の会員)

高木博也 足立研幾 市川麻紀子 清水太 野田真里
吉中麻樹 南基正 浜田陽 片岡信之 杉山優子 豊
島啓史 服部尚子 山田忠文 白羽清正 全鎮浩 長
岡央子 藤堂史明 遠山清彦 竹山博英 近藤光博
橘秀和 矢野加奈美 瀬上麻紀 墓田桂 齋藤雅志
井口秀作 田中文隆 井上実佳 越智美奈 照屋みど
り 福田雅章 宮田十寸穂 吉居(竹内)史子 山内亮
史 山本啓一 尾野展昭 大石幹夫 佐藤峰 飯田由
美子 山本啓 石田恭子 吉井美知子 AGUJA MARIO
JOYO 小倉

エッセイ 平和研究あれこれ

原油価格が高騰する時、社会を変える

最近原油価格が高騰している。もっとも上がると先物市場を煽っていく金融投機活動の結果による要因もあるが、より決定的要因は中国などの規模の生産と消費を伴う巨大成長で世界的に原油需要が拡大し、供給が追いつかないと言う点にあるのであろう。

この傾向はより広くは資源一般に拡大し、地球規模での企業間およびその影響を受ける各国政府間の資源獲得競争が激化する確率はかなり高い。すでに領有権をめぐる国家間対立や、資源国での有利な採掘権争奪戦の国際政治化(その典型例は自国の資源調達企業が操業している国家に対する制裁は著しい人権侵害があっても安理の場で止めさせようとする外交活動)が目立っている。ごく最近ではアフリカの超資源大国であるコンゴ民主共和国(旧ザイール)の和平プロセスに対する欧米の並ならぬ治安および経済援助の熱意が挙げられよう。

他方この高騰を背景にロシアやベネズエラ、ポリビアなどでは実質的再国有化に見られる資源ナショナリズムが昂揚し始め、第2次石油ショック以来の原油価格低迷で、国際交渉力をそがれてきた他の資源国にも波及する可能性が出てきている。

こうした新たな地政学現象に対し、なんとしても、武力による脅威手段を避けて、交渉と国際協力で資源の分配問題を解決しようとする知恵を絞るのは平和研究の重要な課題であろう。しかし私には、この政治経済的分析と考察に加えて、社会文化的次元での考察が不可欠と思われる。そもそも資源問題は何か故生じることかという問いである。「北」の先進国を中心に、一体いつまで資源の大量消費を伴う経済成長を維持しなければ生存できないのかと言う素朴、かつ根本的問いである。希少性の創出(万物の資源商品化)をしぼしば与件としてみならずニーズの再考によって相対化し、資源消費とニーズ

勝俣 誠

の充足の相関関係を切り離す可能性はないのだろうか。国際経済学や政治学ではこの問いに正面から取り組んでいる作業が今だ少ないように見える。他方、地域住民や市民による社会運動面での実践のほうがこの問いに答えようとする営みとして先んじているようである。日本や韓国での有機農業運動(1)、スローフード、LOHAS(2)など多様な社会文化的試みがなされてきている。

1970年代前半の原油高騰では、日本では官民一体で資源外交、節約して原子力発電の推進で乗りきろうとしたが、今回もこうした技術・資金的対策で満足しているのだろうか。同時にこの時代は、欧米日の社会ではエコロジー運動が興隆したい時代でもあった。目的のために手段を選ばないという従来の世直し運動観に対して、日々の実践が訴える手段にこそ目指したい目的が見出されるという社会変革の道筋を示してくれたのはこの運動であったと思う。原油価格が高騰し出した今、この問題提起は依然有効であろう。

(1)韓国での実践事例の考察に関しては今年6月の平和学会の開催校企画として「農はどう平和に結びつくのか」という課題で取り組まれた。

(2) Lifestyles of health and sustainability の略で、健康と環境の持続可能性を配慮した生活スタイルを意味する。私としてはLOHASに加えて、LOSNASこそこれから強化すべきと考える。Lifeworks of sustainability for the North and the South の略で、南北間の人々の連帯ために持続可能性を実現するライフワークを意味し、南北間の格差とそこから生じる抑圧と暴力をなくしていく営みを身体性の回復を通じてを目指す運動である。

(明治学院大学)

ヒロシマからイラクまで——核時代の戦争をどう止めるか

湯浅一郎

7月15～16日、原爆投下を裁く国際民衆法廷が広島で開催され、アメリカによる原爆投下は、意図的に市民をターゲットにし、その威力を知るべく実験として行われた、史上空前の戦争犯罪であることが改めて示された。その体質は、劣化ウラン弾やクラスター爆弾などの非人道的兵器を使用し、市民を無差別に殺戮したイラク戦争に見られるように、今なお変わっていない。8月3日から6日まで、広島で行われたNODU国際大会は、それを余すことなく実証していた。それに連動して日本は、米軍再編を通じて、「戦争が出来る国」になるべく、憲法9条を変えようとする動きを強めている。このような基本認識の下、被爆61年の広島デーを迎えたが、ヒロシマでの市民レベルの動きを概観する。

5日の夜の恒例となっている「ヒロシマ平和へのつどい2006」は、「ヒロシマ・ナガサキからイラクまで——時代の戦争に抗して」と題して行なわれた。5日の昼前、原爆ドームには、ピースボートに乗船した人たちが、神戸から広島まで行ったピースウォーク隊、そして21回目になるピースサイクルが、ほぼ同時に到着しており、この人たちは大挙して、夜の集会に参加した。

今年の特徴は、米軍再編の最終合意がなされ、それが憲法9条を変えていく物理的基盤となっている問題に対して、市民がどう対処すべきかを考える場となった点である。ピースデボの梅林さんからは、世界規模での対テロ戦争に機動的に対処すべく打ちだされた世界規模の軍転換の一環として、在日米軍基地は、米軍の海外基地ネットワークの中でハブ基地として位置づけられ、より強化されつつあることが詳しく報告された。

最終合意には、厚木の空母艦載機部隊を岩国へ移駐するなど、地元住民や自治体の強い反対を全く無視した計画ばかりが含まれている。このため、今年は、岩国への

関心が極めて高く、「平和へのつどい」でも、岩国市議の田村さんに特別アピールをしてもらい、5日の午後には広島からバスをチャーターしての岩国コース、7日の広島湾スタディー・クルージングも広島県側で岩国基地に最も近い阿多田島まで行った。ヒロシマの足下に原子力空母の艦載機部隊を常駐させるという計画はヒロシマに対する挑戦でもある。

6日は、早朝7時から平和公園の周辺で「市民の平和宣言」を5000枚、配布した。8時には、原爆ドームに集まり、8時15分から約10分間のダイイン。そのまま「グランドゼロのつどい」を開始。神奈川などの子どもたちも含め、61年前、その場で何が起きたのかを、それぞれが思い起こす貴重な時間をすごした。9時、中電本社へ向けてピースウォーク。中電本社前の歩道で、「核の商業利用」としての原発、六ヶ所の再処理工場などの稼働に反対する座り込みを行った。また午後4時から、「核兵器廃絶をめざすヒロシマの会」主催の「ヒロシマ国際対話集会 反核の夕べ」が行われ、「ヒバク再考！見逃すな内部ヒバク」「核兵器廃絶への提言・アピール」の2部構成で、海外ゲスト5人も含めたパネル討論が行われた。

この時期、ヒロシマでは様々な取り組みが行われていたが、核廃絶は、地球上の全ての生命体の求めることであり、ヒロシマ・ナガサキは、大きな責任を持つとともに、国際的に大きな力を発揮する基盤を持っていることを改めて認識する時をもてた。国際的な視野を持って、市民が相互につながり、被爆体験の継承・発展を着実に進め、改めて核兵器と戦争の非合法化、その廃絶をめざすことを確認し、それぞれ努力することを確認したい。
(ピースリンク広島・呉・岩国)

2006年度秋季研究集会

日時：2006年11月11日（土）

場所：山口大学

日本平和学会第17期役員

(2006年4月1日～2008年3月31日)

【執行部】

会長	内海愛子	
副会長	遠藤誠治	小柏葉子
企画委員長	佐々木寛	
編集委員長	庄司真理子	
渉外委員長	大橋正明	
ニューズレター委員長	木村 朗	
ホームページ委員長	佐伯奈津子	
事務局長	堀 芳枝	

【理事】 (★は地区研究会代表者)

(北海道・東北)	★太田一男	越田清和	小林公司		
(関東)	石井摩耶子	石田 淳	内海愛子	遠藤誠治	大橋正明
	勝俣 誠	北沢洋子	佐伯奈津子	庄司真理子	高原孝生
	西川 潤	藤原 修	堀 芳枝	武者小路公秀	村井吉敬
	最上敏樹	★横山正樹			
(中部・北陸)	児玉克哉	佐々木寛	★佐竹真明		
(関西)	ロニー・アレキサンダー	中村尚司	吉川 元	君島東彦	★徐勝
	土佐弘之	岡本三夫			
(中国・四国)	小柏葉子	★岡本三夫	額 厚	ゴードン・ムアンギ	
	森 玲子				
(九州・沖縄)	新崎盛暉	石原昌家	★石川捷治	木村 朗	舟越耿一

【監事】

臼井久和 首藤もと子

企画委員会	安部浩己	李 修京	大津留(北川)	智恵子	黒田俊郎
	佐々木寛	竹内久顕	直野章子	土佐弘之	島袋 純
	南山 淳	目加田説子			
編集委員会	大平 剛	勝間 靖	庄司真理子	宮脇 昇	
渉外委員会	大橋正明				
ニューズレター委員会	片野淳彦	木村 朗			
ホームページ委員会	佐伯奈津子	藤本義彦	山下明博		

日本平和学会ニューズレター Vol. 17 No. 2 (2006年9月20日発行)

発行所：日本平和学会事務局

〒206-8586 東京都多摩市南野2-10-1 恵泉女学園大学 堀芳枝研究室気付

Fax: 042-376-8247 E-mail: PSAJ@keisen.ac.jp

<http://www.psj.org>

編集：日本平和学会ニューズレター委員会

委員長：木村 朗 委員：片野淳彦

印刷所：北大生協 情報サービス部